DOI:10.20776/S18814859-19-1-P107

【論説】

J. S. ミルの共和主義的解釈
――「個性」の概念を手掛かりに

千葉大学大学院人文公共学府人文公共学専攻博士後期課程
石川　裕貴

序章　はじめに

本論文は、近年の J. S. ミル（John Stuart Mill、以下ミルと表記）の政治理論研究において提示されたミルにおける「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」の混在を理解するために、ミルの「個性（individuality）」の概念に注目することで、「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」とがいかなる関係にあるのかを考察することを目的とする。具体的には、ミルの主著である『自由論（*On Liberty*）』（1859 年）で示される「個人」像と、『代議制統治論（*Considerations on Representative Government*）』（1861 年）で示される「市民」像におけるつながりに注目する。その際、デモクラティックな社会で生きる個人に求められる徳の 1 つとして「謙虚（humility）」があるというザカラス（A. Zakaras）の解釈を参考に、政治的共同体への参加を通じた自己の発展をその内容に含む「個人」という視点から、政治社会を担う「市民」への変化の契機、政治的活動への経路やそのつながりを明らかにする。

これまでのミルの政治哲学の理解においては、ミルをリベラルな論者と位置付けることが、一般的であった。ミルの代表的著作である『自由論』では、その主題は「市民生活における自由、社会の中の自由」を対象とした「個人に対して社会が正当に行使し得る権力の本質と諸限界」を考察することにあると、ミルは述べている（CW, XVIII, p.217: 11 頁）[1]。社会が個人に対し正当に行使し得る権力は、「危害原理（harm principle）」として説明されるもので、危害とは他者の安全を脅かすものであり、人々は、法律や刑罰、世論といった責任が

負わされることで一定の制限を受ける。しかし、自分自身にのみ関係する領域では、「本人の独立は、当然のことながら絶対的である」とし、個人の独立性を重視するとともに、自身に関する領域では自由に行動することが許される（Ibid., p.224: 27-8 頁）。こうした個人は私的領域、自分に関する事柄のみ影響する領域では、絶対的な自由を有するというミルのこの議論は、特に私的領域の個人の行為の自由を主張することから、個人の自由の擁護を行ったと解釈され、その一形態として、ミルの自由原理は消極的自由に属するという解釈を生んだ。この解釈は、従来のミル研究において重視されてきた点である。

消極的自由とは、バーリン（Isaiah Berlin）によって提唱された概念である。バーリンは「二つの自由」として「消極的自由（negative liberty）」と「積極的自由（positive liberty）」あげ、その規定を行っている。「消極的自由」―「～からの自由」―とは、個人、または集団が他人からいかなる干渉を受けずに自らが望むことを為すことができるという自由である。また「積極的自由」―「～への自由」―とは、個人もしくは集団が、外からの力に頼らず、自ら決定し方向を定める行為者であろうとすることで成立する自由である。自らが選択するものを他者によって妨げられない自由と、自らが自身の主人であろうとするところで成り立つ自由とは、互いに異なった方向に展開されることで最終的には衝突することになりうると、バーリンは述べている（バーリン 1979 320 頁）。

対立の主要な原因は、「積極的自由」の展開にある。自らの主人でありたいとする「自己支配」の願望、「積極的自由」は、自ら目標を設定し、その追求を目指すことになるが、その目標が神聖で崇高なものとして捉えられるならば、その達成のために一定の強制をも許容しうるといった「真理のための強制」が生じるからである。個人や集団が望み、想定する目標とその達成を他者に押し付けることは、たとえその目標が自由を標榜するものであっても、他者を隷属状

[1] ミルからの著作の引用はトロント大学版全集 J. M. Robson & J. Stillinger eds., Collected Works of John Stuart Mill, 33 volumes, University of Toronto Press, 1963-91（以下 CW と略記）からおこない、本文においては括弧内に巻数、ページ数で示した（例：CW, I, p.1:1 頁＝著作集第 1 巻 1 頁：朱牟田夏彦訳,『ミル自伝』1 頁）。また訳出にあたっては、既約を参照の上、適宜変更を加えた。

態に押しやる危険性、難点を有しており、「積極的自由」はそうした問題を孕んでいる。それに対し、「消極的自由」では、「積極的自由」の一つの展開として現れる権威主義的な行為は想定されておらず、人間の目標が多数あり、それらが互いに競い合っていることが、「より事実で人間味のある理想」とバーリンは考える（前掲書、381-90頁）。

バーリンはミルを消極的自由の論者と位置づけつつも、ミルの自由の概念については、この二つの自由の観念の混同が見られるとして、ミルの思想の一貫性に疑問をていしている。確かに一方で、ミルは「どうしても侵犯されてはならない最小限の個人的自由の範囲が存在すべきある」と考え、「個人の自由の保護」を重要視していた（前掲書、307頁）。しかし他方で、ミルは「人間は真理の発見につとめるべきである」とする真理の発見、そのための性格の涵養を主張しており、こうした「ドグマ」が社会生活におけるの個人の思想や行動の自由の多様性を否定しかねないという、ディレンマを有しているとバーリンは指摘する（前掲書、313－4頁）。ミルの自由の観念に相異なるものが混在しているという指摘は、後述するヒンメルファーブ（Gertrude Himmelfarb）もまた行っている。

特に、自由の原理を詳細にみていくならば、ミルの議論は大衆社会や商業社会における人間精神の腐敗を脱却するために、積極的な政治参加を通じて形成される市民的・公民的な徳（civic virtue）による自己陶冶の必要性といった、「積極的自由」や公民的な自由を論じている側面がある[2]。こうしたミルにおけ

[2] なお、ミルは政治参加への強制までをも考えていたわけではない。個人が政治に参加をしなかった場合、その罰として具体的な諸罰を科すといった議論はミルの想定にない。ミルの『自由論』の議論における「本人の意向に反して権力を行使しても正当でありうるのは、他の人々への危害を防止するという目的の場合だけである」（CW, XVIII, p.223:27頁）という言及や、「禁酒法」を批判し、個人の「飲酒の自由」を擁護する主張に（ibid., p.287:197-200頁）、ミルの強制への否定的視点を見ることができる。明らかに、ミルは権力的強制による改善の試みを否定していたのである。しかし、ミルは高度な精神的陶冶のために、卓越した人による説得や忠告をも不当に退けることはしなかった。あくまでも本論文で問題にしているミルの政治参加や徳の議論は、権力的強制を伴わない個人の自発性を前提にした、人々の精神における人格の陶冶に際に求められる、倫理・道徳の議論である。

る個人の領域の保護を重視する近代的な「市民」と政治参加を人間の本質的な徳とする古代的な「公民」の概念の併存に関して、近年のミル研究ではミルの政治思想の構成における多様な面が指摘されると共に、その内在的なつながりをどう理解するのかが、新たな問題として登場してきた[3]。第 2 章で言及するミラーや小田川の共和主義的解釈もそのひとつである。

こうした、ミルの二面性は「個性」の概念についてもいえることである。個性という観念が、ミルの政治理論・思想全般において極めて重要な位置をしめるものであることは、広く理解されてきた。しかし、個性の概念が重要であるという事実は、必ずしも、ミルの思想においてこの個性の概念が明確化され、位置付けられていることを意味しないとの指摘もまたなされてきた[4]。スミスは、ミルの「個性」という言葉を「自己発展」と同義だとし、ミルの『論理学体系』の中で示されてきた、「自己発展」、「自己修正」、「自己支配」といった積極的自由の概念と似ている点があると指摘する（Smith 1991, p.242-5: 164-7 頁）。こうした指摘は、ミルの自由の考えが、消極的自由の解釈とは異なる可能性を持つことを示すものである。

従来、個性の概念について主に重視されてきた点は、個人の奇抜さや自己主張への擁護、称賛といった側面であった。これに対して本論文では、「個性」は

---

[3] ミルの経済思想に関する詳細な研究傾向を紹介するものとして、馬渡（1987, 2001）を、政治学や倫理学など幅広い領域における研究史については川名（2015）を参照。ミルの研究の流れを簡易に述べるとするならば、以下の 3 つの時期に区分される。ミルの著作には首尾一貫した学説を見出すことができず、単なる折衷的な思想家であるとする伝統的解釈の時期、1970 年代の伝統派によって否定されたミルの内的整合性の再検討を理論的関心とする修正的解釈の時期、そして 2000 年代からの新たなミル像として、共和主義、デモクラシー論、国際関係論など幅広い分野から示される研究の時期である。

[4] 例えば、後述するヒンメルファーブは、ミルは個性の重要性を認識しているが、その一方で個性の概念は、「実験、自発性、独創性」といった数多くの単語との関連から特徴図けられていることから、はっきり定義されていない概念であると述べている（Himmelfarb 1974, p.59-60）。またアーネソンはミルの個性をめぐる議論について、「混乱やあいまいさが見られ、個性について明確な単一の観念を有していたと想定することは困難」とし、「実際には輪郭がはっきりしないいくつかの観念の混合物」と指摘する（Arneson 1980, p.478）。

個人の領域に限定された単なる保護の対象という消極的な面だけでなく、自身が所属する社会に対しても、影響を与えることも想定された積極的な面も有しているということ、そして、ミルが想定する個人像が、政治的主体への広がりをも含んでいることを示すつもりである。個人が有する既成の概念を揺るがす試みを通じ、個人の領域に限定されない公共的な領域をも想定した概念であることを明らかにする。

本論文の内容は以下の通りである。

第1章では、ミルにおける矛盾を整理し、「2人のミル」という概念を示して、ミルを首尾一貫しないリベラルな思想家とするヒンメルハーブの議論のレビューを行う。

第2章では、ヒンメルハーブの議論を受けつつ、「2人のミル」で問題となったミルの議論に見られる積極的な政治参加を通じて形成される市民的・公民的な徳（civic virtue）の問題に対し、「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」という観点から理解を試みるミルの共和主義的理解について、Miller（2000）と小田川（2003）の議論を援用しなら、その具体的な内容を考察していく。

第3章では、ミルが想定した政治の主体性の議論を明確化するために、その「個性」概念に注目することで、「個人」から「市民」・「公民」への変化、および政治的活動へのつながりの経路について論じていく。そのため、はじめに、ミルの「個性」の特徴の中に、政治生活を支える徳として「謙虚（humility）」の概念があることを提示したZakaras（2007）の議論を援用し、ミルの「個性」のシヴィックな側面を具体化していく。次に、『自由論』と『代議制統治論』の理解を通じ、ミルの政治理論における「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」との架橋・統合を可能とする解釈の可能性を提示する。

終章において、これまでの議論をまとめたうえで、今後の自分自身の課題を示す。

第 1 章　リベラルなミル理解とその矛盾
—ヒンメルファーブにおける「2 人のミル問題」

1-1. ヒンメルファーブによって提示された「2 人のミル」という理解

ヒンメルファーブは、ミルの政治哲学には矛盾する視点があることを指摘し、ミルの思想を一貫して捉えることはできないとした（Himmelfarb 1974）。ヒンメルファーブは、その著書を貫いている中心テーマとして、「『自由論』の著者としてのミルと『もうひとりのミル』（the “other” Mill）との間の対立」を立証することをその目標にあげ、「『自由論』の賛成者にも批判者にも一般的に無視されていることは、ミル自身本書に示された自由の概念に常に忠実に従ったのではない」ということを指摘した（Himmelfarb 1974 pp.xi- xiii）。

ヒンメルファーブは、『自由論』の重要な論点について、『自由論』とミルの他の諸著作—『自伝（*Autobiography*）』、初期の論考である「時代の精神（*The Spirits of Age*）」、コールリッジに関する論考「コールリッジ論（*Coleridge*）」、ミルの功利主義を体系的に述べた『功利主義論（*Utilitarianism*）』等—とを対照させることでその相違を指摘している。初期の著作では、ミルはその政治理論において複数性と歴史主義を共に支持し、ベンサムのように社会心理学と政治理論を単純な公理に還元する議論を行わなかった。その代わりに、ミルは、人間本性における悲観的な見方から政治理論を展開し、個人は文化的・歴史的に基礎付けられている点を強調し、個人を私利私欲から遠ざけ、社会的良心へと向かわせるように教育を行うことと、その際の国家の役割を重要視している。この視点は、『自由論』で論じられた各個人の自由を尊重するという視点と異なるものである。

ヒンメルファーブは、ミルの『自由論』で論じられた「ひとつの非常に単純な原理（a very simple principle）」を引用し、他のミルの議論との矛盾を指摘する。「ひとつの非常に単純な原理」とは以下の通りである。

誰の行為の自由に対してであれ、個人あるいは集団として干渉する場合、唯

一正当な目的は自己防衛（self-protection）だということである。文明社会のどの成員に対してであれ、本人の意向に反して権力を行使しても正当でありうるのは、他の人々への危害を防止するという目的の場合だけである。身体面であれ精神面であれ、本人にとってよいことだから、というのは十分な正当化にはならない（CW, XVIII, p.223: 27-8 頁）。

この主張について、ヒンメルファーブは、ミルが単一で絶対的な原理を主張したものとして注目し、この主張の絶対的な性格を批判する。その主な理由は、ミルが多様性の擁護を本格的に展開していないことにある。

この多様性の擁護、画一的な原理により人間を縛ることへ反対するミルの姿勢について、ヒンメルファーブは「精神の危機」からの脱却をその契機とする。ミルは幼少期に父からの英才教育によってベンサムの「単一の原理」を教え込まれたが、その後の「精神の危機」とそれからの回復において、彼の思想展開は単一の原理の否定と多面性の重視を求めるものとなった。この姿勢にミルが至ったことは、ミルがベンサム派ともウィッグ派とも異なる、自由の観念を提起していくことにつながっており、ミルの思想において重要視されるべきものである、とヒンメルファーブは指摘する（Himmelfarb 1974., pp.10-22）。ゆえに、「ひとつの極めて単純な原理」の絶対的な規律の性格は、彼の思想形成の過程と対立する視点を含むものである。『自由論』においてミルが強調したことは、政治的圧制の上に深く精神に浸透し、精神そのものを隷属化させる社会的専制の危険を強調し、個人の独立と個性とに対する社会的干渉の限界を指摘することにあった。

彼女はまた、ミルが古代アテナイの政治体制や有権者の態度に好意を持っていたことから、『自由論』で見られる「ひとつの非常に単純な原理」で想定される「個人」とは異なった、ミルにおける別の個人のあり方をみる。それは、「個人は自由（freely）に、私的（privately）に 、自身の利益（interests）において行動すべきではなく、むしろ、公共的なこと（the public）と後世（posterity）のために、自己抑制（self-restraint）して行動しなければならない」とする考

えである（Himmelfarb 1990, p.269）。ヒンメルファーブは、こうしたミルの考えから「2 人のミル」を見出す。『自由論』のミルと、『自由論』と異なる戦略を提示するミルである。後者について、ヒンメルファーブは、「自由と正義、徳、共同体、伝統、思慮、節度といった他の価値理念との間で相互調整を行いうる哲学」を唱えた、「モンテスキュー、バーク、合衆国建国の父たち、トクヴィル等」の「真のリベラルな伝統」に属するミルを見出す（Ibid., p.337）。『自由論』は諸個人に対し「自分自身の個人的な願望や衝動、意向や意思を重んじて陶冶すること、そしてこれらをあらゆる善の源泉として、個人的・社会的権利の背後にある力として理解すること」を推奨しており、この見解は「個人の上位にあり個人よりも価値のあるどのような主体も認めず、個人を叡智と徳のありかと見なし、個人の自由を社会政策が目指す唯一の目的にする」といった哲学を支持する姿勢を示しているという（Ibid., p.90）。『自由論』において、個人の自由が絶対的であると宣言された第一の領域は、思想・言論に関することであった。この命題では、諸個人は自分自身への注視ではなく他人への配慮を通じて徳と卓越性を成就すべきであるという哲学に対抗しているとヒンメルファーブは指摘する。しかし、他方で古典古代をその範としながら、「個人は自由に私的に、自分の利害に従って行動するのではなく、むしろ、自己を抑制し公的なるものや後世のために行動するべきである」と主張する「もうひとりのミル」の存在を示したのである。

1-2. ヒンメルファーブにおける「2 人のミル」の問題

ヒンメルファーブが指摘した「2 人のミル」とは、『自由論』の主張が自由に関するミルの他の著作と全く異なっており、ゆえにミルの前後の作品から切り離して理解しようとするために示されたものであった。この問題について、ヒンメルファーブは、この分裂の主要な要因をハリエット夫人の影響にあると見出している。しかし、このハリエット夫人の影響を重視することについての批判は、多くの研究者が行っていることから、ここで詳しく論じることはしない[5]。

本論文で指摘したいのは、まずヒンメルファーブの意義は、「2 人のミル」の

解釈を提示したことである。ヒンメルファーブの提示した「2人のミル」、つまり『自由論』で論じられている個人領域の保護と、私的領域のみに関心を向ける姿勢と、共同体内における個人のあり方を重視し、いわば共通善と呼べるようなものの追求を重視する姿勢、という2つの姿勢がミルの中にはあることを示したことである。

しかし、限界や問題点は次の点にある。それは、このヒンメルファーブの視点は、あくまで、個人の自由の領域の保護を重視するリベラルな視点からの指摘に留まっていることである。つまり、政治参加の徳を強調する「もうひとりのミル」の存在は、各個人の意志で自身の生を追求することを可能とする多様性の保護や、私的領域における自己決定の優位に基礎を置く、ミルのリベラルな哲学からの逸脱を意味する。このことは、ミルの思想の中に、ミルのリベラルな観念と対立するものが存在していることになる。しかし、こうしたヒンメルファーブの解釈は、個人の領域における自由を強調するリベラルな視点から、ミルの政治思想を捉えようとすることで、ミルを一貫性のない矛盾した思想家

[5] ミルの「精神の危機」以降において、妻のハリエットが、彼の哲学的上の理論構成に多大な影響を与えたとする「ハリエット神話」については、山下（1999a,1999b,2000）と泉谷（1977）を参照。ヒンメルファーブは、ハリエット夫人の影響について「ミルは自分の控え目な才能を，彼女の重要な才能を補うものとみなした。彼女の才能は，彼の資質，識別力，明確さに対して，独創的，創造的なものであった」と述べ、その影響力の大きさから、彼女と出会う前と出会った後でのミルの思想的変化にミルの一貫しない姿勢を読み取っている（Himmelfarb 1974 p.256）。しかし、山下、泉谷両者ともミルにおけるハリエット・テイラーの影響を過大に見積もることに対し疑問を投げかける。山下は、ミルとハリエットの二人は「相互に強く惹かれあったことは疑うこと」ができず「2人の緊密な知的協力は、ミルが単独でなし得た以上に巨大な成果」を生み出したことは認めている。しかし、「精神の危機」以降のミルの思想形成はベンサム主義からの精神的離脱というかれ自身の努力によりなされたものであり、それを「ハリエットとの親交だけに帰することは行き過ぎ」であると述べている（山下2000、45-7頁）。また、泉谷もハリエットが「ミルの仕事を手伝い、その仕事に理解を示し積極的関心をもっていた」という事実に対してその影響を認めるが、彼女の「第2次的貢献を第1次的影響力に高めないように留意」する必要を指摘している。また、ヒンメルファーブが『自由論』をミルの結婚生活が生み出した特異な作品とする考えに対しては、「ハリエットの知的な能力と知的な影響力との区別など傾聴に値する」ものを含んでいるが、「ミルの思想を把握する根本的な点で、虚像」にとりつかれたようだと批判している（泉谷 1977,63-4）。

とするものである。この点に、ヒンメルファーブのミル理解の一面性という問題がある。

次章では、この「もうひとりのミル」について、リベラルからの逸脱とするのでなく、その内在的理解を深めた、ミルの共和主義研究の成果を援用することで、ミルの全体像を考察していく。

第 2 章：共和主義的解釈としてのミル理解—D. E. ミラーと小田川大典

2-1. D. E. ミラーにおける共和主義理解

1980 年代以降、共和主義的な関心や、民主主義の観点からミルの研究が進められてきた（川名 2015、79 頁）。多様な解釈がなされている「共和主義」であるが[6]、小泉はその特徴を以下の 2 点として論じている。1 点目が「公的生活への『参加』を強調」する点である。「参加によって自己統治の理念」の実現を目指すが、その前提として、「市民は公共の事柄」について「熟慮＝討議（deliberation）する能力＝徳（virtue）」を有する必要性がある。そして、2 点目が「『共通善（common good）』の実現」をその目的とする点である。このことは、「私益の実現に優先」されるべきことであり、この目的を達成するためには「政治権力は平等に配分」されていることが求められる（小泉、2002, 86 頁）。

また、小田川はポーコックの『マキァヴェリアン・モーメント』に典型的に示された共和主義アプローチにおいて「シヴィック・ヒューマニズム」や「共

[6] 宮崎は、「共和主義という思想の多様性」を生じさせている要因のひとつに「国家観の違い」を指摘する。「ローマにおける『公共的なるもの（*res publica*）』と近現代の『国家』との間には大きな隔壁が存在する。確かに、*res publica* という言葉は、『共和国』や『国家』と訳せるときもあるが、その場合の『国家』とは、現代の私たちが普段使っている意味での理解は認められるものではない。なぜならば、私たちが普段使用している『国家（state）』は近代以降登場したものであり、古代ローマ人の経験とは異なるものだからである。」ゆえに、共和主義を論じる際には「歴史研究と哲学との関係」について、深く考察する必要がある。このことは、「歴史研究として、共和主義がいかなる意味で使われたのか」を明らかにする上でのその困難性と共に、現代において「今に生きる私たちがいかなる意味において共和主義を継承していくべき」なのかという「政治理論・政治哲学的な問題」について、考察を進めていくことである（宮崎、2013, 250-2 頁）。

和主義」として定められる政治思想の特徴を「腐敗（corruption）」をもたらす「歴史的時間の腐食作用」に抗う「時間の政治学」への試みにあると指摘する。ここでの「腐敗」とは、「政治的自由の喪失」を意味する。この「腐敗」を回避し「政治的な自由を如何に確保するか」ということが、「共和主義政治思想史の中心問題」であり、このことは、エートスにおける腐敗を危険視するがゆえに「政治参加を通じたシヴィック・ヴァーチュの陶冶を重視」するものである（小田川 2007、53 頁）。

共和主義研究で注目されてきた視点を、従来のリベラルな政治哲学が提示してきたそれと比べ、簡略的に述べるならば、政治へのコミットメントの重点の違いにあるということができる。共和主義的な解釈の基礎には、政治領域という公共的な事柄への積極的な参加を通じた自己の精神の陶冶に加え、自身が属する社会の維持発展に寄与していくといった、各個人の生の領域における「政治的な事柄」の強調、政治というものの重視がある。ミル研究では、こうした共和主義研究の中心であるエートスにおける腐敗の問題と、ミルにおける「受動的性格（自発性の喪失）」の蔓延の問題とが重なっていたため、それがミルにおけるミルの共和主義的再解釈の動きを生じさせた一因となった。

ミラーと、小田川の研究から、本章では、こうした政治社会を支えるエートスのあり方について、個人、もしくは市民の構想をどのようにとらえていたのかという視点からまとめることで、ミルが想定する政治社会を担う主体のあり方や、想定される政治社会のあり方を確認する。まず、ミラーから見ていく。

ヒンメルファーブが提示した「2 人のミル」とは、『自由論』の主張が自由に関するミルの他の著作と全く異なっており、ミルの前後の作品から切り離して理解しようとするものである。こうしたリベラルなミルとそれに反するミルという「2 人のミル」について、その統一的な解釈を行う論者の一人にミラー（D. E. Miller）があげられる。彼は、ミルの古典賛美に「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」が混在していることを指摘し、「2 人のミル問題」の中の「もうひとりのミル」を「徳」や「共通善」の観点から解釈し、リベラルとシヴィックな理想の併存性を主張する。

彼は、はじめに、ミルが古代アテナイの政治体制を賛美する姿勢に注目し、ミルの「シヴィックな理想」像の具体的記述を行う。それは、「古代アテネの民主政が 2 つの彼の政治哲学の中心的な理想を同時に具体化させている信念によるものである。1 点目は、「リベラルな理想」、つまり（消極的な）個人の自由であり、「ミルはアテネの利点において、彼らの好みや娯楽におけるお互いの相違についての寛容性」を指摘している（Miller 2000, p.88）。そして、2 点目が「市民的理想」を、「公的な事柄における活動的で私心のない参加」とし、各投票者は「共通善（common good）にかんする自分の最善で、もっとも良心的な見解にしたがって、無記名投票を行う義務[7]」があるとする、「政治社会の構成員たちに確かな義務を課すこと」をミルが想定していたと指摘する（Ibid., p.89）。政治社会の構成員たちに強い義務を課す理想的な市民像について、ミラーは「市民的共和制の伝統（the civic republican tradition）」と結び付けて考え、ミルはその伝統に従って生きる市民たちについて、ミル自身「公共的精神」（public spirit）という言葉を使用していることから、市民は「市民的・公民的徳（civic virtue）」を持つことをミルは想定していたと解釈する（Ibid., p.91）[8]。

ミルが市民たちの活動的な政治への参加を重視した理由について、ミラーは「教育と福祉の目的」という視点から説明を行っている。ミルは政府の形態を評価する上で必要となってくる「2 つの基準」として、「被治者のすぐれた資質の総体を集合的および個別的に増大させるのに役立つ度合い」と「機構それ自体の資質[9]」をあげているが、政治参加における「もっとも中心的形態」は、「政治的決定を行う際の直接的な参加と代表者の選抜における参加の両方を含んでいるもの」である。そして、この考えの背後にあるのは、「政治的審議において

[7] CW, XIX, p.489:257 頁

[8] ミラーは、ミルのリベラリズムが「何万という解説書の主題となっている一方で、それ以上に、彼の政治哲学における市民的な構成要素についてはほとんど書かれていない」と指摘し、ミルにおける「市民的リベラリズム（civic liberalism）の一貫性」を擁護することを目指す（Miller 2000:89）。

[9]「機構それ自体資質」とは、ミルが述べるところの「それぞれの時に存在しているであろうすぐれた資質の量を利用し、また、それらの資質を正しい目的への手段とするのに、その機構がどの程度適しているか」である（CW, XIX, pp.390-1:51 頁）。

無視される存在はいない」[10]ということであり、こうした広範囲に及ぶ参加は市民の福祉を促進するのに役立つ（Ibid., p.89）。

さらに、広範囲に及ぶ市民の参加における重要性は福祉の増進だけではなく、「大きな教育的効果」もある。「参加し使用しなければ軟弱なものになりうる市民の能力」を行使することで市民は、「活力、実践的な知識や同胞の福祉（well-being）に関する事柄を増加させる傾向」を有する。アテナイにおける人民裁判官や民会への市民の参加が、平均的なアテナイ市民の知的水準を引き上げることに貢献したように、自己の利益にのみ関心を集中させている市民が「同情・同感し、大きな共同社会（great community）の一員であることを自覚するようになるのは、政治的議論と集団的政治行動によって」[11]であるとするミルの議論から、ミラーは政府の維持と参加による国民の教育の重視を読み取っている（Ibid., pp.91-2）。

こうした議論は、また、「トクヴィル氏のアメリカ民主主義論Ⅱ（1840年）」におけるミルの議論とも重なる部分である。

> ……書物や講話だけが教育なのではない、人生は定理ではなく問題であり、行動は行動によってのみ学ばれるということである。人民に教区委員、陪審員、選挙人など公共のためになる何か（something to do for the public）を与えれば、その限りにおいて、彼らの観念と感情は偏狭な範囲から解放される。彼らは、もっとも変化に富む仕事や広範囲の考慮に親しむようになり、自分たち同胞市民から分離させている利益以外に、自分たちを同胞と結びつけている利益があること、また公共の幸福が自分たちの幸福であ

[10] ミルは、「どんな人でもすべての人の権利や利益は、利害関係者自身がそれらを守ることができ、また慣習としてそれらを守ろうという気持ちになっているときにのみ、無視をまぬがれるということ」、また「一般的な繁栄は、その促進に参加する個人的活力の大きさと多様性に比例してますます高度に達し、ますます広範に普及させられる」と論じ、「国民の性格のよりよくより高い形態」を促進することができるとする（*Ibid.*, p.404:79頁）。

[11] Ibid., p.469:215-6頁

るだけでなく、自分たちの努力に依存していることを感じるようになる。……商業国民の精神（the spirits of commercial people）は、人民が統治の仕事の細部にまで大幅に参与することによって公共精神が涵養されない場合には、根本的に低俗かつ卑劣であるに違いない。また、中流または下層階級の間に知性が全般的に広まることは望ましいが、そのことは、公共的機能と政治問題への発言の拡大に伴う以外、実現されることはないのである（CW, XVIII, pp.168-9: 149-50 頁）。

ミラーは、広範囲に及ぶ民主的な参加についてのミルの主張は「いくらか不誠実なもの」となっていると指摘するが、確実なことは、ミルは「市民たちが選挙権を持つべきであり、かれらはそれを行使すべきである」ということを強く信じていたことである。そして、「将来の投票者」においてミルが求めたことは、「教育において比較的初歩の水準に達する」ことと、「救貧の支援を受けていない納税者になること」[12] であり、「ミルが選挙権に課す制限は過度なもの」ではないとミルは論じている（Miller 2000., p.93）。ミラーは「究極的に望ましいのは、すべての人々に国家の主権の分担を許すこと以外にありえない」[13] というミルの言明から、「多くのミルと同世代の人々よりも、『成年男子』選挙よりもむしろ『人格（personhood）』による選挙権授与を理由に」普通選挙権に賛成していた（Ibid, p.93-4）。

以上の考察に加え、ミラーは「シヴィックな理想」としてのもうひとつの面として「公的な事柄への参加は私心のないものであるべきであるという考え」について、ミルが支持する根拠を以下の 2 点に求め議論を進めている。1 点目が「実務的なこと」に関することであり、公共的精神をもった選挙人たちが、より公共精神と特別な才能をもつ個人を彼らの代表として選ぶという決意をする方が、国家が市民たちに共通する利益という意味においてミルが考えている公共善（public good）を促進する政治を追求する可能性は高い、とミルは信じて

[12] CW, XIX, pp.470-2:219-22 頁
[13] Ibid., p.412:98 頁

いたということである。ここで期待されていることは、「たとえ最善の過程を通じ合意に達することが大抵難しいとしても、最終的に知的で私心の無い代表者たちは、少なくとも公共善に反する手段を拒否する」ということである（Ibid, p.97）。

「私心のない政治参加は道徳的に必須のもの」であるということにおいて、ミルは投票行為を義務として、つまり「投票者は、自分の個人的利得ではなく公共の利害を考慮しなければならず、自分がただ一人の投票者で、選挙が自分一人によってきまるばあいに、そうしなければならないのとまったく同様に、最善の判断力をもって投票しなければならないという、絶対的な道徳的責任」[14]を負っている。ミルは「選挙権は信託ではなく権利であるという人びとが、自分たちの教義がたどりつく諸帰結を考慮したということは、ほとんどありえない。それが権利であるならば、それが投票者自身のためにかれに属するならば、それを売ること、あるいは機嫌をとるのが自分の利益になるような人に自分を売り込むのにそれを利用することを、われわれはいかなる根拠で非難すること」[15]が可能であるのか、と投票は権利ではなく義務と見なしている。

こうした特定の個人が参政権を有するという主張について、ミラーは、ミルが公共善の実現のために市民に強制を課しており、個人の自由を侵害しているとする主張とは矛盾していないという。というのも、「市民たちが権利をもつということは、公共善の観点からどんな結果が最善であるのかについての判断をするための機会であるといえるかもしれない」として、投票という「政治的機能を行使して他者を支配する」、「権力を行使される人々の幸福（well-being）に関係する道徳的教訓」は、その絶対的な拘束力により「道徳的諸原理のうちのひとつ」と考えることができるからである（Ibid, p.98）。

この公共精神の陶冶が「自由民主主義における最重要課題でなければならない」とミルが考えた理由は、「市民的共和主義の伝統における考え」と比べると、それらの典型的な推論とかなり異なっているようにみえる。ここで通常強調さ

[14] Ibid., p.490:259-60 頁
[15] Ibid., pp,488-9: 256-7 頁

れるのは「市民たちが自由（liberty）を守りたいならば、彼らが市民的・公民徳（civic virtue）」を持つことであり、「古典的な共和主義者たちが主に関心を持っている自由は政治的自由」であるが、多くの共和主義者たちは、「個人の自由への関心と同等に、その保全のために必要となる有徳な市民による集合的自己統治（collective self-rule by virtuous citizens）」にも関心を持っている[16]。こうした「有徳な市民による集合的支配」についての推論は、ミルの著作に貫かれていることである。ミルが「市民的理想」を重視する姿勢は、「簡潔に言及するいくつかの箇所で使用する力強い言葉」に示されており、ミルの「理想的市民における２つの要素」、「活動的な性格」と「私心のない政治参加」とは密接な関係にある。というのも、「人々が究極的に自己統治を維持できる能力は、共に集まり自由の敵たちに反抗する意思それ自体」にかかっており、「公共の構成員たちは、力強い活発さと実質的な自己犠牲の準備ができていなければならず、受動的な市民、つまり公共善になにも関心をもたない市民たちは必要なことを決意したり行ったりすることができない」からである。公共精神に基礎付けられた能動的な市民たちが、「結合する力を持つとき、彼らは必要があれば革命」を実行し、自身の周囲の政治的環境を改善できる。ゆえに、ミルは「自身の行為の残りにおいて内的な活動性についての意思や精神、動機をもつ人々は、かれらの支配者の手の中にある道具や物質であるという者」ではなく、事実、「政治的奴隷に対する唯一の防護は、被治者の間において知性、活動性、そして公共的精神の広がりによって統治者を越えて維持される抑制である」[17]と指摘し、公共精神をもつ市民たちの重要性を見て取っている（Ibid., p.98-9）。

しかし、民主政のみが自己統治を保障するわけではない。「選抜された指導者

[16] ミラーはこの説明として、スキナー（Quentin Skinner）の 'The Republican Ideal of Political Liberty' から、以下のような共和主義者における視点を強調している。スキナーは「マキアヴェッリを含む多くの共和主義者たちは、市民が個人の自由を守ることを可能にするために、少なくとも部分的には、集合的自己統治に重きを置いている。したがって、かれらは社会的自由を自己統治（self-government）と結びつけるだけでなく、個人的自由の概念を有徳な公共サービス（virtuous public service）の概念とも結びつけている」（Miller 2000:98）。

[17] CW, XIX, p.410:91 頁

たちは、官僚を通じ指示しなければならず、このことは息詰まる官僚制の専制政治という幽霊（the spectre of a stifling bureaucratic despotism）」が生じる危険性があり、これは「政体の責任としてより大きなもの」となり、ゆえに公務員への影響も大きくなる。ミルは「政府について過度な偏執狂者」ではないし、また「夜警国家」を支持するわけでもない。しかし、「社会と経済のあまりにも多くの領域を政府が管理すること」の必要性を認める一方で、それが個人の活動や自律を妨げる問題をどのように克服するのかに心を砕いていた。ここでの解決への鍵となるのが「公共精神」であり、「もし私的な市民たちが、政府の活動に対する必要性が最小とされる十分な主導権を表せば、官僚的な専制政治は避けられうる、もしくは抑えられうる。公共的に精神付けられた市民たちは、公共善を生み出すための団体を自発的に作り上げるであろう。さらに、公共的に精神付けられた市民の勢力旺盛な性格は、他の企てに及び、それは商業活動を含む。手に負えない相手を取り締まることは、国になんらかの追加された要求をおこなう一方で、企業家の私的な経済は管理する官僚をより少ないままにして」おき、自らの手に負えないことは国に任せ、私的な企業経済は、それを管理しようとする官僚たちから離れ独自の領域を残しておき、市民各自の活動の充実を図っていく（Ibid., p.99）。

公共精神を重視するミルの姿勢は、またその公共精神が広く教え込まれる方法、動機付けへの議論に向かう。それは「同胞市民に対する友好的な共感」、「義務の感覚や習慣」、もしくは「恥や意思の習慣化」をあげ、これらの「行為の源泉」を確保するために、市民たちに求められているのは、「市民教育」「共有された国家という感覚の保持」そして、「必要に応じて政治を変革すること」の3点であると、ミラーは指摘する（Ibid., p.100-3）。

「リベラルな理想」と「シビィックな理想」とを統合的に理解するために、ミラーは「自由の原理」で示された「2つの格率」に注目する。ミルが提示した自由原理とは、『自由論』の目的とされた「たったひとつの単純な原理」のことであり、この「たったひとつの単純な原理」は、以下のような「2つの格率」に言い替えられる。それは「第1に、個人は自分の行為が自分以外の誰の利害と

も関係しない限りは、社会に対して責任を負っていない」ということであり、「第 2 には、他人の利害を害することについては個人に責任がある」[18] というものである。この自由原理は「ミルが述べるように（言い換えを考慮に入れてもそれがひとつの原理であるということはあきらかではないが)、単純な原理ではない。自由の原理は、多様に解釈できる問題」を含意していると、ミラーは指摘する。つまり、こうした問題の多くを解決するのに先立って、「自由原理が、個人の行為への干渉が許される以前に満たすべきである必要条件を、要するに、十分条件としてではなく干渉するのにある種の理由が存在しているということを明確に述べている」と言うことは可能であり、この区別は重要となる。人々は、絶えず他者を害することなしに共に社会において生きていくことはできず、だから、どのような種類の害が許され、許されないのかについての決定がなされなければならない（Ibid., p.105)。

ミラーは、そうした個人の行為に干渉するかどうかの決定について、「2 段階の手順（two-step procedure)」を提示することでその説明を行う。一段階目は、「自由原理によって明確に述べられた条件が満たされているかどうかを判断すること」であり、もしその一段階が満たされたならば、2 段階目の手順として「干渉する理由と干渉に反対する理由―干渉の費用と便益―」が比較衡量される。この干渉に反対する理由は干渉する理由よりも、重視されており、この手順において「1 段階目は、社会が個人の行為の一部を超えて権威づけられているか」を判定して、次に「2 段階目は社会がこの権威を行使すべきかどうか」を判定することで、その決定が基礎づけられている（Ibid., p.106)。

とりわけ 2 番目の公式化について、「自由原理が、それが他者に害を及ぼしうる時に、人が自身の善を追求するのに没頭することを含意しない」ことは明白である。ある人物が政治参加に没頭する時に、その人物の行為が他者に害を及ぼしうるということ、つまり「それが他者の利益に損害を与えうること（もしくは、少なくともそれらを『損失の明確な危険』に従わせること）は避け」

[18] Ibid., p.292:189-90 頁

られず、このことは、政治的決定における本質的なことである。事実、あらゆる「公的な領域において人が活動するときはいつでも、同様なことが真」であり、誰かが「公的な役割を演じる時はいつでも、かれは自身の行為のために公的に責任」がある。それは、自身の善よりもむしろ善それ自体をかれが代表している、ということを含意している（Ibid., p.106）。それゆえに、自由原理は、何らかの公的な役割を占有している人の一部における自己の利益に基づく行為（self-interested action）を正当化するのに使うことはできない。ここでの中心的論点は、「まさに人間の共感能力（human capacity for sympathy）である」。ミルは、各個人が他者に同情できる能力を陶冶することは可能であると考えており、共感をする能力を欠く個人は、「幸福の重要な源泉をまさに欠いているだけではなく、共感は道徳の拘束力の中にあり、同胞の市民たちへの友愛的な共感は公共的精神の心理的土台のひとつ」である（Ibid., p.106）。

こうした参加に向けて強制が行われ得るならば、ミル自身のリベラリズムの考えと矛盾が生じるのではないか。この問題に対し、自由原理は「構成員たちを陪審としての義務を果たすために召喚すること」や、市民らを「軍務に召集することを通じて危害から自分たちの同胞を保護する慣習や実践に加わること」を社会が強いることを許容するものである。それは、危害を防止するための社会的政治的制度や実践が、公的な事柄を行う時間がない市民たちに多くの要求を課す社会を想像することができる。参加によって作用されうる各個人の性格についての改善、たとえば、その人物の共感の能力を陶冶することで、不幸の原因に至るものを取り除くことができる、といったような明白な利益を与えるということを可能とする（Ibid., pp.107-8）。

こうしたミラーにおける研究の重要な点は、「2人のミル」の問題において「シヴィックな理想」という形で、「もうひとりのミル」の存在を定式化したことにあることである。ヒンメルファーブによって示されたリベラリズムに反するミルの政治理論の特徴について、ミラーは構成員としての市民に対し一定の義務を課すという、ミルの政治理論に含まれる「自己統治」を行うべき存在としての市民像のあり方を提示し、その統一的見解を試みている。しかし、その

試みは、あくまで、「自由原理」に基づく個人の領域の保護と、それに関する社会領域での個人の自由のあり方であり、リベラルな視点に力点を置いたものであった。こうしたミルの政治理論における統一的解釈において、よりシヴィックな面を強調し、共和主義的な解釈から、その統一的解釈を目指した研究のひとつに、小田川の研究がある。次に、小田川の議論を見ていく。

2-2. 小田川におけるミルの共和主義理解

小田川は、ヒンメルハーブの「2 人のミル」の問題を受けつつ、ミル政治思想に混在する「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」の関係について以下のように述べている。それは、「リベラルなミル」を「個人の私生活に干渉することを排除しようとした」リベラリズムの祖という従来のミル研究で言及されることが多かった面とは異なる、シヴィックな理想の構成に着目するものである。また小田川は、『論理学体系』を手掛かりに、シヴィックな理想とリベラルな理想の内的関連をミルの「精神の危機」以降の思索の中に探ることで、ミルにおけるシヴィックな理想とリベラルな理想との統合的解釈を試みている（小田川 2003, 30 頁）。

小田川は、はじめにミルの自由の観念について以下のような整理を行う。ミルの政治哲学において論じられる「政治的共同体の構成員が公共活動に参画すること」という意味での「自由」を、バーリン以来なされてきた「理性的自己支配」を意味する「積極的自由」と「他人による制限や干渉が存在しない」という「消極的自由」との区別で論じることは説得的ではない。ミルの「自由」の概念は、そうではなくむしろ、「ミラーの所謂『共和主義的自由』という呼称」の方が相応しく、ミルの「シヴィックな理想」の中核は「自らを治めている政治的共同体の市民であること」にあり、そして「自由をある種の政治活動を通じて実現されるものとして理解」することで、ミルの「シヴィックな理想」は、「政治が終わることで始まる」リベラルな自由におけるその理想とは異なる性格を持つものである（前掲書、31 頁）。

こうしたリベラルな自由原理とは異なるミルのシヴィックな理想は、『自由

論』の第5章で論じられた「官僚主義的専制」の問題や『代議制統治論』における「善き専制」の問題とそれに関する「受動的性格」の問題において見ることができると、小田川は指摘する（同上）。『自由論』における「官僚主義的専制」における危険性とは、政府が個々人の行為に対し、自由原理に反することなく干渉しうること、そして、そうした干渉による弊害である。政府が何もかも手取り足取り面倒を見てくれる国において、人々は「リベラルな自由を受動的に消費するだけのフリーライダーへ堕落し、公共精神を失い、私的利害の追求に没頭すること」になり、民衆は政治的領域から排除される。それは同時に、政府の活動領域の拡大が、政府の具体的活動領域である「行政の活動領域」やそれを担う「官僚制機構」の肥大化と、行政事務の複雑化・専門化を加速させ、その体制に市民が依存する一種の専制を導くことを意味する。リベラルな自由を享受している人々の間に、公共精神が欠けていているならば、その体制において保障されていた自由は、簡単に官僚主義的専制へと転化しうる危険性を孕んでおり、官僚制の肥大化を防ぎ、公共的活動への参画を通じ、人々の間に「公共的なものへの感覚が保持されるように、政治的機構」を整備することが、多くの大衆が政治に参画するようになる「デモクラシーの時代」において決定的に重要なこととなる（前掲書、32頁）。

ゆえにミルは、市民が「陪審員裁判」や「自由な民衆的な地方および都市の諸制度や、自発的な協同団体による生産および慈善事業の経営」[19]に参加することを求めたのである。こうした公共精神に富んだ「自分自身の事を処理することに慣れている国民」としての姿、シヴィックな理想に基づく市民の姿は、『自由論』では十分に展開されてこなかった。この構想の具体的展開を示したのが『代議制統治論』であり、その中で示された「積極的な性格」をもつ市民の存在の必要性である（同上）。

『代議制統治論』において、この官僚制の肥大化とそれがもたらす専制の問題は「善良な専制」の問題として論じられている。「善良な専制」が意味するのは

[19] CW, XVIII, p.306;218頁

「国家の役人による抑圧はなにもないが、しかし、国民の集合的利害のすべては、かれらにかわって処理され、集合的な利害に関するすべての思考も、かれらにかわっておこなわれ、そして国民の精神が、かれら自身の活力のこのような放棄によって形成され、この放棄に同意しているという統治」である。こうした統治に任せたままにしておくことは、自ら生活している統治のあり方について「注意を払わず、その結果に同意できなければ自然の配慮として受容する」[20]ことと同義である。こうした市民の姿勢は、劣悪な境遇に屈服する「受動的性格」、「物質的利害心と私生活に埋没」していることを、その一般的特徴とする。こうした「受動的性格」の蔓延に対し対抗する方法として、ミルは「感情を養うのは行為である」[21]というテーゼの下、公共的な事柄への参加を提示する。すなわち「私人としての市民がまれにあってでも公共的職務に参加すること」で、「活動的な性格＝害悪と闘う性格＝境遇を自己に従わせるように努力する性格」を体得しない限り、「受動的性格＝害悪に忍従する性格＝境遇に屈服する性格の蔓延」を阻止することはできない（前掲書、34 頁）。

ミルが「国民全体が参加する統治」としての代議制統治を「理想的に最良の統治形態」として賛美した際、ミルの関心は政治教育上の意義にあり、「受動的性格」の呪縛に囚われ、私的利害の追求に向かいがちな人々に対し、「共通善」に導かれながら公共的に思考する能力を与える「公共精神の学校」を重要視していた。ミルにとって国民を「物質的利害と私生活に埋没させ、魂を奴隷化する『個人主義＝受動的性格』の発生源」は、「商業文明の諸傾向」にあり、ある種の「道徳的退廃と魂の奴隷化をもたらす『商業文明』に『政治参加』を通じて行われる『公共精神の陶冶』によって」対抗するというミルの視点は、「ミル

[20] CW, XIX, pp.396-7:72-3 頁

[21] Ibid., p.401:72 頁。ミルはまた、こうした行為の実践について自由との関連で以下のような指摘を行っている。「性格を活気づける自由の効果の最大のものは、働きかけられる人が、他のだれとも同じく十分な特権を有する市民であるか、あるいはそうなりたいとおもっているときにだけ、獲得される。……市民たちが一定期間だけ交代で、ある社会的職務を実行するようにという、かれらにたいしてときどきなされる要求から、その性格が獲得する実際的な訓練（the practical discipline）である」（Ibid., p.412:94）。

政治思想におけるシヴィックな理想の核心」である、と小田川は指摘する（前掲書、34－5頁）。

こうしたシヴィックな理想とリベラルな理想とが、どのようにミルの政治思想において、捉えられていたかについて、小田川は「道徳的自由の感情」におけるミルの内在的な理解から説明を行う。それは、必然性の支配する世界においてオーウェン主義者がとる「宿命論」との格闘の中に現れる。オーウェン主義者たちのいう「必然論」とは、「人間の自尊心を傷つけ、その道徳的本性を堕落させる」いわば「宿命論」と呼ぶことのできるものである。これとは異なる因果法則が人間行為を支配することを認める必然論をミルは「真の必然論」と呼び区別した。ミルにおける必然性とは、あくまで因果関係における「継起の斉一性（uniformity of sequence）」に過ぎないものであり、決して「抵抗不可能性」を意味するものではない。自己の性格をある特定の仕方で形成したいと望む行為者自身の欲求は、性格を形成する環境の一翼を担うものであり、「その意思があれば」自分たちの性格形成＝自己陶冶を主体的に行い得る。こうした感情こそが最も深い意味における「道徳的自由の感情」である。意志の自発性としての道徳感情の自由を確保するために、「欲求があれば、行為者は自己の性格を変化させることができる」という自己の陶冶理論の哲学は、「実際にこの能力を行使しようとする際の障害の欠如」と「この能力を行使したいという欲求の生起を妨げる条件の欠如」という「2つの外的な条件を主張するリベラルな政治論」によって補完される必要がある（前掲書、37-40頁）。

こうした「道徳的自由の感情」や「意思や精神や内的活動の泉」を確保するためのリベラルな思想と自己の資質の陶冶を目的とするシヴィックな理想との協働が、ミルの政治思想の中にあることを小田川は指摘する。この視点は「異教的自己肯定」[22] 論の中に見出すことができ、「他人の権利と利害によって課された制限の範囲内で、個性的なものを育成し引き立たせる」という「異教的自己肯定」は、「自己意識」に覚醒した近代人が「道徳的自由の感情」を確保する

[22] CW, XVIII, pp.265-7;218頁

のに「必要不可欠な政治的条件」に他ならない。以上のような問題は、「危機」を経て「自己意識」に覚醒したミルが「人間の責任性の感情を堅固な知的基盤の上に置くことのよって、知性と良心を調和させたい」という欲求に導かれてたどり着いた難題に他ならず、他者と向かい合う公的な世界へと向かわしせめる契機でもある（前掲書、41 頁）。そして『自由論』と『代議制統治論』に混在するリベラルな理想とシヴィックな理想は、「共にこの『道徳的自由の感情』に不可欠な政治的条件」として位置付けることができる。こうした観点から、小田川は「2 人のミル」問題ついては以下のような、結論を導く。

> ミル政治思想において、それ自体が決定的な重要性を与えられる「構成的」な価値となるものは、あくまでも「道徳自由の感情」であって、シヴィックな理想とリベラルな理想は、この構成的な価値を実現するための戦略としての「派生的」な価値に過ぎない。確かに、「政治を通じて実現される」シヴィックな理想と「政治が終わるところから始まる」リベラルな理想の間には矛盾する要素が少なからずあり、両者が完全に一致することは恐らくあり得ない。だが、「道徳的自由の感情」を哲学的に基礎づけることに失敗したミルにとって、この 2 つの理想は政治的に不可欠であった。ミルの政治思想は「道徳的自由の感情」という「構成的」な価値の下に、微妙な関係にある「派生的」な価値を統合する試みとして読むことができるというのが、我々の辿り着いた解釈だといえよう（前掲書、42 頁）。

2-3. ミルの共和主義的解釈における特徴

ミラーと小田川の研究から、以下のような意義と限界を指摘することができる。ミラーの意義は、「2 人のミル」の存在を、矛盾なく一貫して捉えた点にある。ミラーの議論では、ミルにあっては「自由原理」という個人の自由の領域を守るために設定される原理から、個人の領域における自由の保護を可能にする政体を守るために、つまり自由を支える環境の維持・発展のために自身が属する共同体への参加が要求されるのである。ここでの力点の置き方は、個人の

自由を守るというリベラルな視点から、シヴィックな視点を説明するもの、つまり、市民の政治参加への行為に関する徳の視点は、個人の自由を守る政体の保護・発展という点から評価される。

一方、小田川の研究では、ミルの政治思想における「シヴィックな理想」の具体的な特徴が明確に述べられていることに意義がある。特に、ミルがそうした関心を抱くきっかけとなった「精神の危機」と、それ以後の「道徳的意志」と自由との関係について、ミルの思想体系における内在的理解について詳細な指摘がなされ、ミルの政治思想の統一的見解に大きな寄与を果たしている。

しかし、両者の研究はその政治主体としての「市民」と私的領域における「個人」のつながりについての論究が弱い。そもそも、ミルの個人像への論究がなされておらず、この点が、両者の研究における問題である。政治領域以外でも活動している政治的領域を支える「個人」の想定において、「個人」像の想定の中に積極的政治参加を主要な特徴とする「市民」像の想定がどのように関連するのかは明らかではない。このことは、「シヴィックな理想」としての「市民」像の見直しが行われると共に、「リベラルな理想」における「個人」像の想定も問い直される必要がある、ということである。というのも、ミル自身が現実の政体とその運営のあり方に強い関心を抱いて論じた市民のあり方に強いこだわりを持っていたとともに、その政体の中で生活を営む各個人のあり方、発展の条件についても強い関心を有していたからである。

よって次章では、ミルのシヴィックな理想の具体的性格を明らかにするため、ミルの「個性」概念に注目したザカラスの議論を参考に、私的領域から公的領域への移行、「個人」から「市民」への移行の契機となる事柄の抽出を行う。

第3章：共和主義的解釈としての「個人」概念
―A. Zakarasにおけるデモクラティックな「個人」を手掛かりに

3-1. ザカラスにおけるデモクラシー社会における「個性」

前章のミラーや小田川の研究から、ミルの共和主義的解釈の具体的内容を考察してきた。そこでは、ミルにおける多角的な理解から、ミルの自由原理には

「共和主義的自由」の概念があることが確認できた。それは、政治的・公共活動を通じて実現されうるものであり、その活動は、人びとを孤立ではなく連帯へと導き、自己を律していくものであることから、自由の政治体制を維持・発展していくことに寄与し得るものでもある。ミル自身、このような体制を支える市民の存在の重要性を捉えていた。そこでは、国民の「受動的性格」から「活動的性格」への変化、およびその政治体制を支える市民の徳や、公共的精神といった徳の陶冶の重視していた。

しかし、両者のミルの共和主義的解釈においては、公共精神といった徳を有する市民の存在と、それが支える政体・制度への言及が中心的であり、私的領域における「個人」と、公的領域における「市民」とのつながり、個人に私的領域から政治領域への移行を促す契機やその特徴といったことについての言及は弱い。そこで本章では、ミルの自由原理を構成する鍵概念のひとつでもある「個性」の概念に注目し、政治的領域への移行とそれを促す特徴を論じていく。はじめに、ミルの個性の概念について、民主主義や参加との関係で捉えなおした、ザカラス（Zakaras 2007）の研究から、ミルの個性の概念に含まれる要素を析出する。

ザカラスの議論に入る前に、当時のミルの民主主義に対する姿勢、および彼における自由主義と民主主義との関係について、簡単に述べたい。ミルが生きていた当時のイギリス社会は、政治的には民衆の政治に関与する機会が拡大し、経済的には商業文明が発展する時代の大きな転換期にあった。そうした時代において、『自由論』の執筆を開始した 1850 年代中頃のミルは、ヨーロッパにおける民主主義的政治改革の停滞やその背後にある民衆の知的・道徳的改善の遅れに対し、悲観的な見方をしていた（CW, I, pp.245-7: 207-8 頁）[23]。ミルは、商業的な発展において人々が私的な利害追求のみに没頭する人々や、順応主義的な民衆の登場により、そうした人々が圧倒的な力を有するようになった政治・社会的状況に危機意識をもっていた。ミルは、そうした人々が多数を占める社

[23] ミルの思想と当時のイギリス社会との関係、思想史的見解についての詳細については関口（1989）を参照。

会が、自らの考え・感情・慣習などを個人に対し不当に押し付ける傾向を強め、それによって個人が重農的な流れに埋没したり、それに伴い個人の積極的な性格が減少したりするのではないかという視点から、個人の領域における自由の擁護といった自由主義的議論を『自由論』の中で進めていった。しかし、ミルはこうした自由の保障の砦として社会の存在を重視してもいた。ミルが考える自由な社会について、関口は「権力行使につながる公的決定の望ましいあり方を採用した社会、それを可能とする公共精神を備えた社会」と述べている（関口 1992, 57頁）。ミルは、こうした社会における政治体制は民主主義体制、とりわけ代議政（ミルは『代議制統治論』において代議政を「自由な統治」として述べている）であり、トクヴィルと同様に、代議政を基礎とする民主主義体制の定着・進展については、肯定的な態度を有していた[24]。その際に、ミルは個人の自由を社会の進化・発展に結びつける媒介要素として、多様性の確保を重視していた。よって、ミルにおいては、個人の領域の保護、権力濫用や不当な他者支配の防止に重きを置く自由主義的な視点と共に、それを可能にする政治のあり方や政治を支える個人の資質、とりわけその発展についての視点を有していた。このようなミルにおける自由主義と民主主義との関係を理解するためにも、従来強調されてきた自由主義的解釈だけでなく、民主主義の質や、その体制を支える市民のあり方にも注目する共和主義的解釈が、ミルの政治思想の多層的な性格を捉える一助となる。よって本章では、民主主義を支える市民のあり方、個人から市民へとつながる契機について考察を進めていく[25]。

ザカラスは、近年の研究から、ミルを「気の進まない民主主義者（reluctant democrat）」もしくは、「急進的な民主主義者（radical democrat）」と見なす解釈があることを指摘する。前者は、個人の自由を重視することから「民衆（*demos*）」にそのあり方を委ねることに否定的であり、世論の動向から政府を

[24] トクヴィルの民主主義の捉え方に関するミルの考えについては、“DE TOCQUEVILLE ON DEMOCRACY IN AMERICA [II] “（1840）, *CW, vol.XVIII*［山下重一訳（1997）「トクヴィル氏の民主主義論Ⅱ（1840年）」］を参照。

[25] 現代の共和主義研究との関連から、人々の質的契機を含んだ民主主義の深化を目指す方向性を、小林は「新公共主義」と名付けて、政治理論を展開している（小林 2006）。

隔離することを主張し、一方後者は、より幅広い「公共的な参加（public participation）」、選挙への投票や代表者との合議だけでなく、地方政府における裁定への参加や協同組合への参加等を市民に求めるものである（Zakaras 2007, pp.200-1）。ザカラスは、ミルがデモクラシーの下での参加は、人びとを啓蒙するどころか、大衆への順応と不寛容を助長する傾向があるという懸念を有していたということから、民衆の政治参加についてミルの中では両義的な見方がなされていたと指摘する。ザカラスの研究は、ミルの個性の原理をデモクラシーにおける市民権の理想と理解することで、より平等主義的なデモクラシーのあり方を提示することを目的とする（Ibid., p.202）。

ザカラスは、ミルのデモクラシーに対する２つの見方を、「順応型民主主義（conformist democracy）」と「討議型民主主義（discursive democracy）」とに分類している。また、ミル自身、民主主義のこの２つの形態を経験的に明確に区別しておらず、むしろ、両方ともすべての民主的政治体制に存在する２つの相反する傾向として考えている（Ibid., pp.206-7）。

「順応型民主主義」における「順応」とは、民主主義の進展に伴う均質性により、「単に集団の規範に対する受動的な黙認」を意味するだけでなく、「意義や差異（dissent and difference）を抑圧したいという積極的な欲求」をも暗示するものである。というのも、「支配者であれ同じ市民の立場にある人々であれ、自分たちの意見や好みを行為のルールとして他人に押し付けようとする人間の傾向は、人間本性に付随するいくつかの最善の感情と最悪の感情によって非常に強力に支えられている。したがって、権力をなくす以外に何をしたところで、この傾向を抑え続けることはできない」[26] という他人を支配したいという根深い人間の欲求が存在するからである。デモクラシーの進展において市民が決定に参与できる領域が増加している傾向からは、権力の悪用や大衆への順応を強制する危険性が生じ得る。そして、「順応型民主主義」における政治的主体は、「集団、とりわけ順応的な集団、しばしばそれらは宗教的集団や経済的階級」に抱

[26] CW, XVIII, p.227：36 頁

合されており、「それぞれが他者を犠牲にして自分たちの利益を促進することを目的とする」ものである。この形態は、「強制の一形態として世論を利用し、異論を締め出す」ことで、デモクラシーをそれ自身の「根幹であり基礎（root and foundation）」[27] に反するものへと変えてしまい、「形式は民主的であるが、平等主義的な『民主主義の原則』を弱体化させる」ものである、とザカラスは指摘する（Ibid., p.207）。

それに対し、「討議型民主主義」とは、「熟議の活動―公衆が議論と理由を交換すること―と、民主的な平等の構成要素として適切に理解された個人の権利の保護」からなるものであり、「理想的には、民主的な権力は、対等な者同士のオープンな公開討論において、自分たちの理由が『優れた理由』であることを（操作や悪意なしに）他の人に納得させることができる人に属する」ものである。この理想化された形の民主主義は、「公共の問題に対して合理的な解決策を見つけようと、人々が誠実に団結する」時に生じるものであり、ミルはその原型を「古典的なアテナイのポリスのより親密な審議環境」に見出していた（Ibid., pp.207-8）。これは、ウルビナティ（Urbinati 2002）に代表される「熟議デモクラシー」的見方や、トンプソン（Tompson 1976）が提示した参加の「教育的機能」の解釈と類似するものである。また、近年の「共和主義的解釈」で示される「公民的徳（civic virtue）」の議論とも重なるものである。ザカラスは、ウルビナティらの議論に含まれる問題として、「利害とイデオロギーとの厳しい対立が一時的に見えなく」なることや、「一般市民に単に公務を割り当てるだけで、彼らを有徳にするのに十分である」という楽観的な見解を指摘する（Ibid., p.210）。これに対して、ミルが十分に理解していたように、人びとは「開かれた寛容な議論を保持するために常に気を配っているわけではない」し、「対等な人、または比較的対等なグループの代表者たちを部屋に集めて話すだけでは十分ではない」から、個人にはその徳の獲得のための特別な実践が求められる。その活動の上で、討議型の政治は「市民が自らの意見の根拠を検討して修正し、別

[27] Ibid., p.449：122頁

の視点を試し、受け入れられた真実について懐疑的な意見を表明することをいとわないこと」、また、「対話者の話を聞き、共感する意欲」を個人に要求する。そして、個人が「悪意で提供された議論を拒否したり暴露したりする責任を負うこと」が必要であることから、デモクラシーにおける個人のあり方が、討議型民主主義における論究の対象となる（Ibid., p.215）。

ザカラスは、ミルが「個人は自分の人生と政治に責任を負うことができる」と考えており、「個性についての彼の議論、そして実際に『自由論』おける多くの議論は、この倫理的観点を反映」していること、この観点からみれば「順応的な公衆と討議的な公衆との間の違いは、部分的には個人の選択や意志における問題」のように見えることを指摘している（Ibid., p.215）。ザカラスは、そこからさらに、ミルが「個人が自分自身の性格を形成すること、つまり自分自身の教育において意味のある制御を行うことができると考え、ゆえに民主主義の成功は、どれほど彼らがこの力を使用するかに部分的に依存する」と考えていたと指摘する。こうした見解から、ザカラスはミルにおける個性を以下のように見なしている。つまり、その「『個性』とは、自から編集すること（self-authorship）を意味する。つまり、私たちは、私たち自身の生、私たち自身の経験と反省から選び出された価値観と熱望（aspiration）を反映した生を作り出すときに、それを達成する。その最も重要な要素は『活動的な心（active mind）』であり」、この言葉によってミルは反省、独立、判断を形成する意志と能力を示しているのである（Ibid., p.216）。

個人は自身の（個人的または階級的な）利益で投票することを控え、共通善について熟考された判断を下す義務を有するというミルの議論における、その義務への取り組み方を理解するのに、『自由論』の第２章「思想と討論の自由」が役立ちうるとザカラスは指摘し、その理解のために彼は、「本当に信頼に値する判断をする人の場合、どうしてそうなっているのか」という問いに対するミルの回答を引用する（Ibid., p.216）。

その人の知性が、自分の意見や行為に対する批判に開かれているからであ

る。自説への反論となりうるすべての議論を傾聴すること、批判が当たっている部分からは多くの教訓を得るとともに、誤っている部分については、どこが誤っているのかを、自分に向って、またときには他の人々に向けても丹念に説明することが、その人の習慣になっているからである。人間が問題全体の認識に少しでも近づいていける唯一の方法を、その人が実感しているからである。その方法とは、多様な意見を持つ人々がその問題について語ることのできるすべてに耳を傾け、また、あらゆるタイプの知性がその問題を注視する仕方をことごとく学ぶことである（CW, XVIII, p.232: 50頁）。

この引用について、ザカラスは「自由な議論の―ゆえにおそらく政治参加の―利点を示しているが、これらはまた、特定の知的美徳の重要性についても語っており」、このようなものがなければ「議論は無用なもの」となると指摘する。こうした行為に含まれる徳について、ザカラスは「謙虚さ（humility）、想像力（imagination）、懐疑的な考え（skepticism）」をあげ、それらは「市民が仲間との開かれた受け入れ可能な（receptive）議論を行う準備を整える」ことに役立つと指摘する。そして、「個性は、これらの美徳やその他の美徳を包含し、それゆえに、民主的な熟議（deliberation）に対する倫理的な補完物」として機能することとなる（Zakaras 2003 p.216）。

このような個性は、「内省的な自己分裂（reflective self-disruption）の企て」であり、最も簡単な計画に同意するのではなく、「自分自身で『生の計画（plan of life）』を作成すること」を要求するものである。ゆえに個人は、自らが形成してきた自身が属する集団が形作ってきた習慣的なもの、「彼らが継承した倫理的前提」を疑うような試みを要求される。こうした前提を疑い変化させていく試みとしてミルは「生活における試み、辛抱強く新しい形態の能力を獲得すること、さらには異なる生き方や価値観を持つ他者との会話や同一化を通じて、自分自身を不安にさせる多くの方法」を展開しているが、ミル自身「自分自身を抽象的または哲学的な推論を通じて、継承されたコミットメントを簡単に放棄

できる」とは考えず、「他者や世界との受容的な関与」を必要とするこうした一時的な決別を実践的な営みとして重視している。この「新しくなじみのない視点を理解するという困難な作業に成功すると、まるで遠くから自分自身を振り返るようになり、この瞬間的な疎外が反射的な自己理解と自己方向性を促進する」とザカラスは主張する。こうした主張から、ミルの個性には、「世界や他者に対する受容性の態度」の必要性が想定されており、個性それ自体が「特定の美徳、つまり謙虚さなどの美徳」に支えられたものである。また、この「謙虚さ」は、「無謬性の幻想に対するミルの対応物」でもあり、「新しい証拠は、私たちの倫理的信念を変化（および改善）するのを可能にすることを意味」し、「これらの信念を証拠に照らして繰り返しテストする経験主義者」であるミルが想定する徳のひとつとして解釈される。「謙虚さ」は「信念の一時停止を要求するのではなくむしろ、新しい観察と議論に対する陶冶された開放性と、ミルが『自由論』で嘆いている権威への自己防衛的な服従の意図的な拒否を求めている」と見なされるものである（Ibid., p.217）。

この徳を有する人々は、「よりよい、より十分な説明を常に探し求め」ている人々であり、「順応型民主主義」で生じる、自身が所属する共同体内で受け入れられている規範に自身のみだけでなく、他者もそれに従うように強制させる力が働くという危険性に対処することが期待される人々でもある。というのも、「内省的な自己創造（self-creation）の活動は、幅広い人間的諸善（human goods）を伴う知識、そしてそのような知識は、他者との想像力に富んだ関与によってのみ利用可能なもの」であり、「相違が脅威的で異端のように見える順応主義者は、この基本的な民主主義の美徳を行使できない」からである（Ibid., p.218）。

以上の想定から、ミルの個性の理想には、「個人が大衆の順応から身を引くこと、順応型民主主義を永続させるのを控えること、共感と利益の違いに取り組むこと」といった民主主義理論において、特定の機能を果たすものが想定されている。そして、市民は「自分自身の反省的な判断を形成することだけでなく、適切に考え出された民主的な議論における言説的基準に対して、他者への説明

責任を負わせること」を促されることになると、ザカラスは指摘する（Ibid., p.219）。

ザカラスは「私たちは、民主主義の言説に関連する徳を、それらを例示する他者から」学び、この際に「幸運にも徳の模範に触れることができれば、私たち自身の参加には変革」をもたらす可能性があることを指摘する。またデモクラシーの言説に関する徳は、「非常に多くの個人の実践者によって支えられており、彼らは民主的な言論を腐敗させる恐れのある不正、操作、イデオロギーなどの多くの悪徳に対して民主的な言論の完全性を維持するために常に努力」が求められるため、「民主主義の成功は一般市民の主体性に大きく依存している」ということになる（Ibid., p.219）。こうしたことから、ザカラスは個性の概念が市民権の概念と結びついているものと考え、「民主主義が独自の規範的基準で成功するには、民主主義には個性が必要である」と結論付けている（Ibid., p.220）。

以上のようにザカラスは、ミルのデモクラシー社会における個性のあり方として、「謙虚さ」に基づく、「内省的な自己創造」、「内省的な自己分裂」を含む「生の計画」を作成し、営んでいくことを見出した。「内省的な自己分裂」とザカラスが書いているように、この活動は、自身が今まで有してきた信念が、他者との関わりや自己反省を通じ変化することのみならず、それをより確かな根拠から創り上げていくことを含む、動的な活動であると述べることができる。このような活動が行われる場は、政治的領域、集団的決定の場だけでなく、自身の私的な生活の場でもある。個性の創造は、他者との関係、つまり社会的領域、政治的領域、といった重層的な関係の中から行われるものであり、自己の領域にこもって外部の圧力からの保護の対象となるという意味での消極的な側面を有するだけではない[28]。それは、自らの精神的な事柄の発展のためには、自己の内部だけでなく、外部の世界への働きかけと、外部からの影響を受けとめるといった、相互に関連する創造的・積極的な側面を有するものである。

しかしながら、このような活動が、具体的に私的な領域においてどのように行われるのか、さらにその効力についてザカラスは論じていない。そこで、本論文では次節で、独自に個性は幸福の主要な要素であると論じた、『自由論』第

3 章「幸福の一要素としての個性について」における議論から、この論点についての考察を進めていく。

3-2. 私的・公的領域を繋ぐ「個性」の特徴

第 3 章で、ミルは思想と言論の自由を支持する理由に基づいて、いかに人々が自らの意見を生活の中で行っていくべきかという問題を検討する。人間が「現在よりもはるかに大きな能力を持つようになるまで」多様性は善であり、このことは「人々の行動の仕方にあてはまる原理」であって、「生き方」についても異なった試みの存在や、その価値を実際に確かめることの有益性をミルは指摘する。そのうえで、ミルは個性を人間の幸福の主要な構成要素のひとつとして、第一義的に他人に影響が及びえない事柄については、個性を発揮することが望ましいということを以下のように述べている。

> ……当初から他人に影響が及ぶような物事でなければ、個性（individuality）が自己主張するのが望ましい。本人の性格（character）ではなく、伝統や他の人々の習慣や行為がルールになっている場合は、人間の幸福における主要な要素のひとつであって個人と社会の進歩のまさに第 1 の構成要素であるものが欠けているのである（CW, XVIII, p.261: 127 頁）。

ミルは、性格を持つ人とは「欲求や衝動が自分自身のものである人、つまり

[28] ザカラスの議論では、ミルにおける社会的領域と政治的領域についての詳細な区別を行っていない。本論文では、ミルが想定する社会的領域の範囲を、人々が互いに関係しあいながら活動している場という、いわば「市民社会」の領域を指すものと理解する。また、政治的領域は、そうした社会に属する人々の行動のあり方を決めるといった集合的決定、権力行使のあり方に関係する事柄を取り扱う領域と考える。こうした想定から、社会的領域で求められる自己陶冶は、全人格に関わる事柄であるが、政治的領域では、権力の行使のあり方に関するものに限定される事柄である。しかし、本論文ではこのような領域の違いが生む各領域間における個性の特性、特徴について、詳細な議論を展開することはできなかった。よって、今後の課題として、別稿で論じるつもりである。

欲求や衝動が自分自身の本性の表現であるとともに、自らの陶冶によって発展を遂げ修正されている人」であり、反対に性格を持っていない人とは「欲求や衝動が自分自身のものでない人」である（Ibid., p.264: 135-6頁）[29]。ミルは、「個人の自発性（individual spontaneity）」（Ibid., p.261: 128頁）、「性格（character）」（Ibid., p.264: 135頁）、「十分に発展した人間（well-developed human beings）」（Ibid., p.267: 143頁）などの用語を個性と同義に用いて、性格を有するということを個性と規定している。加えて、衝動が自己のものであることを示す「性格」という言葉も同じ意味で用いていることから、ミルにおいて個性を持つということは、欲求と衝動が自己の本性を表現しているということを意味する。また、上の引用にあるように、自己の本性とは「自らの陶冶によって発展を遂げ修正されてきた」ものであると明言していることから、自分自身が育成して発達させてきた自己の現在の性格のことであると考えられる。

こうしたミルの自己陶冶・自己発展の重視の姿勢は、「異教徒的な自己主張」の論述から見て取ることが出る。それは、「人間本性は根本から堕落している」ことにより、「神の意志に自分を屈服させる能力」、「人間性にとって可能な善の一切は服従にある」とする「キリスト教的な自己否定」ではなく、「異教徒的な自己主張」を人間が有する価値の一要素であるというものである（Ibid., p.265-6: 138-40頁）。

しかし、ミルは一般の人々はこうした個性の重要性を理解しておらず、また人間の諸能力を最高度に発展させるという意味での「人間の目的」を理解できなくなってきているという。そこで、「人間の目的」の詳細について、ミルはヴィルヘルム・フォン・フンボルトの言葉、「人間の目的は、理性の永遠不変の命令によって定められており、漠然とした一過的な欲望によって示されるものではない。その目的とは、人間の諸能力が完全で一貫した全体に向けて、最高度に、また、最も調和的に発展することである」を引用し、個性を追求するこ

[29] また、性格を持つ人について、ミルは「衝動が自分自身のものであるだけでなく強力でありながら、それを強い意志の統制下に置いている人は、活力に富んだ性格を持っている」と述べている（CWXVIII, p.264:135-6頁）。

との重視を強調している（Ibid., p.261: 129 頁）。

ミルは、以上のような人生の目的を肯定的に捉え、すべての人々が常に留意すべき目的として「個性」を明示し、この目的を達成するためには「自由と境遇の多様性」という二つの条件が必要であることを強調した。というのも、いくら自由であっても、単調な環境に置かれていたのでは発達は阻害されるからである。この二つの結合から「個性の活力と豊かな多様性」が生じ、さらにこの 2 つが結合することで「独創性（originality）」となる（Ibid., p.261: 129 頁）。こうしたミルの指摘は、また、ミルは、人間の能力の発達をその必要条件と見なしていると考えられる。

こうした経験を自分自身の仕方で活用し、解釈することは「人間の特権であり、人間にふさわしい状態」であって、人は伝統や慣習のどの部分が自分自身の境遇と性格に適用されているかを知ることができる（Ibid., p.262: 130 頁）。自らの諸能力を発展させるためには、「知覚、判断、物事を見分ける感覚、知的な活動、そして道徳的な優先順位付けまで」を含めた人間の諸能力を選択という行為を通じて訓練する以外にない。自分の人生のあり方を世間や周囲の人に任せる者は「猿真似の能力」だけが必要である。しかし、自分の人生のあり方を自ら選ぶ者は、「自分の能力すべてを駆使」しなければならない（Ibid., p.262: 131-2 頁）。

この際に注目すべき点は、「習慣（custom）」におけるミルのアンヴィヴァレントな姿勢である。ミルにとって慣習とは、一方で「習慣の専制（the despotism of custom）」があらゆるところで、「習慣的なもの以上のすぐれた何かをめざす志向に絶えず敵対」（Ibid., p.272: 158 頁）し、人間の発達・進歩に寄与する「進歩の精神」、「改善の精神」に対して障碍となりうるマイナスな側面を有する。しかし他方で、「ある生活や行為の仕方が別の仕方よりも望ましいことを教えてくれる経験がまるでなかったかのようにして、人は生きていくべきだ」という主張を、ミルは理にかなっていないとする。ミルは、ある程度「自分たちの経験から何を教えられてきたのかを示す証拠」、「推定証拠」として、それなりに尊重されるべきプラスな側面を習慣は有すると考えていた（Ibid., p.262: 130

頁）。また、習慣は、一度達成された社会状態を安定化するのに寄与しうるものであり、多数の人の過去の経験を具体化したもので、目の前にある問題の解決における有益な選択肢を与えてくれるものである。しかし、良いものであり、本人に適合するからといって、習慣に盲目的に従うことは否定される。上述したように、「知覚、判断、物事を見分ける感覚、知的な活動、そして道徳的な優先付け」までも含めた機能が訓練されるのは、「選択を行う場合」に限られることから、自身で実践したうえで、選びとられたものでなければならない。

こうした習慣のアンヴィヴァレントな姿勢を個性の特性と関係づけて考えるならば、以下のように述べることができる。つまり、個性とは「習慣の専制」のように「進歩の精神」、「改善の精神」の障害となるものに対抗して、自己の精神の発展を目指すといった特性の他に、習慣を「推定証拠」として一定の効力を認めながらも、旧習を破り新たな権威を創っていこうとする、積極的な対応から形成されるものである。従来のミル研究で重視されてきた自由と個性に関する事柄は、「習慣の専制」や「進歩の精神」、「改善の精神」の障害に関する消極的な対応であり、その中心的な課題は、個人の精神を外部の圧力から保護することであった。しかし、ミルの個性の概念は、精神内の保護を求めるだけでなく、自身の属する社会、共同体についてその良き発展のために寄与していく姿勢を打ち出すものということができる。こうした個性における守られる対象としての消極的側面と、自己と社会を変革していく積極的側面について、ミル自身、詳細な区別を行っていない。そして、個性が持つ積極的側面として多様性を求める姿勢は、「あらゆる個人を人類に結びつける絆を強化」し、個人の発展が社会の発展につながるとしてミルは以下のように述べている。

> 各人は、自分の個性の発展に比例して、自分にとっていっそう価値あるものとなり、また、その結果として、他の人々にとってもいっそう価値あるものになることができる。それぞれの人間の存在にいっそう充実した生命が宿り、[個人という] 構成単位の生命力が高まると、そうした単位から構成される集合体の生命力も高まることになる（Ibid., p.266: 141-2 頁）。

以上のことから、ミルにおいて個人から個人の集合体としての社会への影響が意識され、個性の発展が、個人内部に留まらない、外部、政治社会への影響を与えるものでもあると認識されていたことが確認できる。

しかし注目すべきことは、この影響の経路は政治社会から個人への経路も意識されたものであるということである。ミルは、「凡庸さが人々の中での支配的な力」となっていくのが一般的傾向にあり、古代や中世では個人はそれ自体ひとつの力であったのが、現代ではその力が弱まっており「個人は群衆の中に埋没」していると指摘する。政治の場においては「世論が世の中を支配している」とし、力というのは「大衆の力であり、大衆の傾向や本能を伝える機関となっている場合の政府の力」である。現在の支配は「凡庸な集団」によって担われる世論による支配であり、しかもその世論のよりどころは、「大衆とよく似た人によって代行」されているものであるため、その結果として「凡庸な人々による統治が凡庸な統治になることは防げない」とミルは指摘する。そして、こうした大衆の力は、「私的生活の道徳的社会的関係」にも「公的な仕事（public transaction）」にも当てはまるという認識を示している（Ibid., p.268: 148-9 頁）。

こうした統治を担う人のあり方が、統治形態に大きく関係するという視点は、『代議制統治論』における「統治形態」と「国民性」をめぐる議論においても見て取れる。ミルにとって、現在ある政治の諸制度は「人々によって、しかも普通の人々（ordinary man）」によって、動かされなければならず、その政治機構は「そこにいる人々の資質と能力に適合されなければならない」ものでもある（CW, XIX, p.376: 19-20 頁）。統治形態そのものを作動させるものは、「人間の力」であり、その動機は「利害（interest）」だけではなく「意志（will）」も重要であって、そのような動機に基づく人間の営為こそが、積極的で活動的な社会の力を形成すると見なしている（Ibid., pp.381-2: 28-9 頁）[30]。そして、「活動的な社会的力のひとつ」として世論がある。世論が社会における力であり、世論によって社会における力を掌握する人々が、統治の力を掌握することになるものの、しかしミルは「その統治の基本構造に影響を与えようとする企ては無益」とする考えを否定する。ミルにとって、統治形態の取り決めは、この国民

性についての実態を配慮し、改善の展望を確立することができるかどうかが、その鍵となる（Ibid., p.381: 31-2頁）。ミルはこの統治形態の本質について、国民自身による「活動」と「国民による創造」からなるものと考える。このことは、山下が指摘するように、ミルは「制度を改革し発展させる国民の積極的な能力」を標榜しており、能動的に、より善き統治形態を樹立しようとする願望、そして、それを国民に訴えて啓発し合う資質が、国民性に含まれているといえる（山下1976、179頁）。従って、ミルの考えでは、国民による統治形態の運営の可否をめぐっては、その国民性についての現状を把握すると共に、教育に資する改善の可能性を追求する営みが必須となる。

教育に資する改善の可能性を追求する際には、強制的に行われるのでなく「説得し納得させる」（CW, XVIII, p.278: 169頁）こと、「討論と経験」（Ibid., p.231: 49頁）によって行われることをミルは重視する。このことは、「自由と境遇の多様性」という多様性の擁護の議論と参照するならば、社会から個人への流れも意識された双方的なものと見なすことができる。人々の間において個性を認め、個性に対して寛容であるような習慣ができなければ、個性の維持・発展が保証されるような社会を築き、安定化させていくことは困難となる。というのも、いかに他人の干渉を許さないほどに個人の自由が重要であったとしても、その自由を維持・発展していくには多くのエネルギーが個人に課されることになり、その力に耐えるためには個人の力だけではどうにもならないからである。ゆえに、その重荷に耐えうる個人と、その個人の存在を支える社会が必要となってくる。ミルは、個性と多様性が擁護され、個人の自由が保障された社会を幸福へとつながる望ましい社会とし、かつ、そのような社会が永続して安定した

[30] 同様な視点は、1837年に出版された「ベンサム論（*Bentham*）」においても見て取れる。「あらゆる人間集団を一つの社会として存続」させるものは、「国民性（national character）」であり、それによって、国民が試みるあらゆることの「成功」と「失敗」を分かつ。それはまた、「ある国民が高尚な物事を理解したり志向」したりするように、また、「他の国民が劣った事物に卑屈な態度をとるよう」に導くものであり、「ある国民の偉大さを持続」させ、「他の国民を早い段階で急速に衰退」させるような「運命づけられた」ものである（CW, X, p.99:134頁）。

状態で達成されなければならないと考えている。従って個性が発揮される行為の自由もまた、断固として保障される必要性をミルは論じている。その姿勢からは、個人の自由についての説明範囲の中に政治的コミットメントも含んでいるとみることが可能である。

以上のミルの個性が対象とする影響の経路が、個人から政治社会へのみでなく、政治社会から個人への影響という経路をも含むということと、個性の原理をデモクラシーにおける市民権の理想とするザカラスの議論とを合わせて考えるならば以下のように述べることができる。それは、ザカラスがデモクラティックな社会における個性に想定される「謙虚さ」という徳は、私的生活における各個人の特性のあり方をもその範囲に含めた概念であり、私人領域に限定される「個人」と公的領域で政治的決定を担う「市民・公民」とをつなげる契機となるものでもある。上述したように、個性の積極的な対応において、自身の属する社会、共同体についてその良き発展のために寄与していく姿勢があるとしたが、こうした性格の形成の場として想定されるのは、私人としての領域下だけではなく、「公民」として活動が期待される場も想定されている。自身が有する諸見解を絶えず疑い、変化を惜しまない姿勢を支える「謙虚さ」という徳は、私人という領域下においては、積極的に外部に開かれた精神を要求することを含意するものであると共に、「公民」が担う領域でも変わらず重視される姿勢である。このことは、政治的主体としての理想が強く内包された徳でもあるということができる。

それに加えて、ミルにおける政治参加が有する教育的効果についても、市民としての役割を担う領域で期待されるものであること、私人領域において画一化に対抗し、多様性を想像し、その発展・維持を図っていくという姿勢における、より積極的な企てとして重要視されている。私的領域間での限定された場での価値観の揺さぶりから個性の発展をめざすだけでなく、より多くの価値観の揺さぶりを経験できる公共的な事柄、政治的な場に自身を投げ入れることで、個性の発展はより強固なものとなる。さらに、各個人におけるこの発展の企ては、他者、社会に多様な試みがあることを提示し、活力を与えるとする個人内

の影響にとどまらない、社会全体への影響を含み得るものである。この他者や社会への働きかけは、ミルが「地の塩」として、個人の個性、とりわけ、天才的、独創的な事柄における社会への良き影響を述べている姿勢に通じるものである（Ibid., p.267: 144頁）。

以上のことから、ミルにおける個性の形成とその構成要素には以下の2点が含まれる。1点目は、自己に独自の「方向づけ（orientation）」を与え、それによって各自の生を構成することを要求する「自己言及的（self-referential）」なものである。2点目は、自己の中での、そして他者との対話の中で新たに規定されるものである。というのも、価値判断の背景となる枠組み、習慣に対しては、「謙虚さ」という自身の価値観を絶対視しないという姿勢が求められることから、そのような枠組みや習慣は、一定の限界を付されるからである。以上のことを踏まえた、ミルにおける個性の概念には（1）それは新しい何ものかの創造と構築を含んでいること、（2）そうした生き方は、しばしば既存の社会のルールへの抵抗をも含むが、（3）自己や他者との対話を通じて自身の現存のあり方を確かにすることから、既存の習慣、価値観を絶対視せず、常に一定の限界を付するということ、（4）そして、他者に開かれた姿勢から新たな価値観や習慣の創造につとめること、（5）個性の発展は私的領域だけでなく、公的領域をも含んだ広範囲に及ぶものであるが、画一化を目指すものではないといった特徴を指摘し得る。というのも、これらのことは、ミルが第一義的に他人に影響が及びえない事柄については、個性を発揮することが望ましく、世間や伝統、慣習が行為の規則となり外部からの力で自身の生を形成していくことについて、否定的な態度をとっていることからも確認できるからである。また、ミルは人間の目的について、フンボルトの文章を肯定的に引用し、人間の諸能力の発展をその必要条件のひとつとしていることからも確認することができる。ミルは、19世紀当時のイギリス社会が世論や慣習の中に埋没して無気力になっている人々が多いということ、そして「慣習的なもの以外に何か好みを持つということが人々の頭には浮かばなく」なっており、「精神そのものが縛られている」（Ibid., p.264-5: 138頁）という状況に対し、批判的に論じ、その改善をはかっ

ていた。

こうしたミルにおける性格の概念は、習慣の 2 面性と合わせて考えるならば、その特徴を積極的個性（positive individuality）と呼ぶことができる。従来のミル研究で重視されてきた自由と個性に関する事柄は、消極的個性（negative individuality）についてのものといえる。そこでの中心的な課題は、各個人が有する善き生の構想は多元的な状況にあるデモクラシーな社会において、その多元的状況を破壊しないような対応として、善という究極目的の具体的な想定を行わず、個人の精神内の外部からの保護を中心とすることで、各個人が自由に善の追求を可能とするものであった。この想定における個性については、私的領域と公的領域との意識的なつながりは、強く規定されることはない。

しかし、積極的個性については、多元状況への配慮と精神内の保護に加えて、自身の属する社会、共同体についてその良き発展のために寄与していく姿勢を打ち出すものであり、個性に政治的主体の想定を組み込んだものである。というのも、人間の完成、「人間が美しいものとして観照（contemplation）の対象」となるのは、「他の人々の権利と利益のために課された制約の範囲中で、個性的なものが陶冶され引き出されている」からであり、そして、人間の生活は、この多様性の影響によって生気に満ちたものとなることから、ミルの性格における積極的な側面の要素を読み取ることができる（Ibid., p.266: 141 頁）。

さらに、この個性の発展・完成には、政治参加が手段的なものでなく、本質的なものとする強い想定をミルは行っており、この姿勢は『代議制統治論』等で、ミル自身が強調してきたものである。しかし、性格の完成に向けた姿勢は、画一的なもの、単一の形を目指すものでもなく、人々に強制を課すものでもない。ザカラスがデモクラティックな社会で要請される個性に含まれる徳としてあげた「謙虚さ」は、デモクラティックな社会、政治領域にのみ限定され期待されるものではない。それは、各個人間の関係から形成される私的領域でも求められるものであり、個人は常に自身の価値観やそれを形作る習慣のあり方について、開かれた態度、その変化の可能性を否定しない態度が求められている。こうした性格の特性を考えるならば、ミルの個性の概念が双方向的でダイナミッ

クな傾向を有するとする解釈できる。このことは、ミルの共和主義解釈でなされてきた「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」とのつながりを考える上で想定されてきた、「リベラルな理想」の延長で「シヴィックな理想」を捉えるという一方的な経路だけでない、個性の完成において、政治的主体の想定を含む逆の経路の存在を確認できる。

終章：結びにかえて

本論文では、ミルの共和主義的解釈で提出された「市民・公民」的なあり方と「私的・個人」的なあり方とのつながりについて、ミルの個性の考えに注目し考察してきた。

ミラーや小田川の研究からは、従来軽視されてきたミルの政治理論における「市民・公民」的あり方を具体的、詳細に、ミルのテキストに沿った記述がなされていた。両者の研究は、ミルの思想の多面的な視点、公民として想定される個人のあり方を提示し、その解釈のあり方を示したことに大きな貢献があった。しかし、従来なされてきたリベラルな解釈において想定される「個人」と、そこで示された「市民」とのつながりや変化の経路についての言及は不十分であった。ザカラスの研究は、民主的社会における個性の役割と参加民主主義との関係を考察するものであった。彼は、デモクラシー下の公衆における2つの民主主義像―順応型民主主義と討議型民主主義―をミルの著作に読み込み、そして、ミルの議論を参照しつつ、順応を阻止し理性的討議を可能とする空間や条件を確保するために、個人が有することが期待される徳として「謙虚さ」をあげ、民主主義独自の規範的基準としての個性の必要性を論じていた。

そして、ザカラスがミルの中に読み込んだこの民主政を支えるのに必要とされる要素のひとつである個性について、以下の2点を論じてきた。1点目が、ミルにおいてその説明範囲が民主的な領域に限定されるものでなく、私的領域をも貫く、相互に関係するものであることである。2点目が、そこで想定される個性は、政治的主体の想定を含んだものである。こうした想定から導かれるミルの個性の特徴を、「積極的個性（positive individuality）」として、この個性

が自分自身の反省的な判断を形成することだけでなく、適切に考え出された民主的な議論を通じて他者、社会にもその活動範囲を広げたものであることを提示した。このように理解することで、この個性の概念は政治参加におけるミルの確信を説明するのに役立つ。もし政治が啓発的であるとすれば、政治参加は、その制度を形成するからだけでなく、市民が個性の実現をするために傾注してきた試みだからである。政治への参加が、より確かな個性の完成を可能にするという視点は、また、多様性の確保という要請にかなうことである。そして、この議論のひとつの帰結として、「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」との相補性、および、政治社会の変化と個人の変化を含んだダイナミックな動きを指摘できると考えることができる。

最後に、今後の課題について論じる。まず１点目は、「積極的個性」の概念をより明確にすることである。とりわけ、「積極的個性」という考えが、現代の政治理論との関係から、どのような位置づけになるかということである。こうしたミルの個人、政治的主体へ注目する議論については、「リベラル・コミュニタリアン論争」においてみられた、政治領域における主体の性格をめぐる「人格の構想」についての議論との類似性を指摘することができる（Mulhall and Swift 1996＝2007）[31]。「積極的個性」という、私的領域での個人のあり方や、その営みを軽視することなく、公的領域での活動において、より個人の完成の可能性を示したこの視点は、公私の領域にまたがる人格の構想を考える上で、重要な役割を担う可能性があると筆者は考える。そのためには、「積極的個性」と対となる「消極的個性」それ自体の考えや、バーリンが独裁や全体主義につながる危険性があるとした「積極的自由」との性格的な相違など、より広い個人

[31] ムルホールとスイフトの議論の整理に従えば、この論争を構成する５つの主題的項目は、1)「人格の構想」、2)「非社会的個人主義」、3)「普遍主義」、4)「主観主義か客観主義か」5)「反完成主義と中立性」である（Mulhall and Swift 1996＝2007 Introduction）。コミュニタリアンと呼ばれる論者たち、とりわけ、サンデル（M. Sandel）がロールズ（J. Rawls）のリベラルな政治理論を批判する際に、その中心的論点として提示したのが規範的な人格構想であった。サンデルはロールズのそれを「負荷なき自己」とし、その自己にとって本質的な善の概念に関する反省が行われない、「まったく性格も、道徳的深みもない人格」と批判した（Sandel 1998=2009 289-90）。

と政治との関係を含んだ視点から考察していく必要がある。

2点目は、1点目と関わることであるが、ミルの「功利性（utility）」概念における「個性」位置づけについてである。『功利主義論』において、ミルは自身を功利主義者であると認め、功利の原理を政治的・倫理的問題の両方の究極的な判断基準であるという考えを採用しており、ミルにおいては、功利性の原理は基底的、第1原理として理解する必要がある。『自由論』においても、「あらゆる倫理的な問題に関する究極の判断基準は効用」であり、その効用とは「最も広い意味での効用」、「進歩していく存在としての人間にとって永久に変わることのない利益を根拠とする効用」であると述べている（CW, XVIII, p.224: 30頁）。このことは、自由の原理は功利の原理から基礎づけられるとミルが捉えていることを示すものであり、リベラリズムと功利主義とが、ミルにおいてどのような関係にあるのか問題となる。そのために、個人や市民・公民のあり方、個性の位置づけを考えるうえでも、社会全体の功利性の幸福の達成を目標とする功利主義において、いかにして個人や個性が正当化、基礎づけられるのかを詳細にすることで、ミルの政治理論の体系全体をより詳細に捉えることを目標とする。

3点目が、個人と代議制との関係である。「積極的個性（positive individuality）」として、政治領域に参加する公民としての個人が、代表を通じ社会の統治活動を運営していくとする代議制における代表者とどのような関係にあるのか。自身の利益を代表する存在と代表者を見なすとしても「個人は、自分自身に対して、自分自身の身体と精神に対しては、主権者である」（CW, XVIII, p.224: 28頁）と想定される個人と、代表者との関係をいかに捉え、統治活動の正当性、基礎づけをいかに確保するのかという問題は残る。こうした課題は、ミル内在的な議論を構成するために必要となるものである。特に、19世紀当時の社会状況、進歩主義的な時代潮流、自由主義と民主主義の緊張関係を捉えることがさらに必要となる。

これらを今後の研究課題として研究を進めていくつもりである。

（参考文献）

ミルからの著作の引用は、全て Collected Works of John Stuart Mill, 33 (vols), in J. M. Robson & J. Stillinger (eds), University ofToronto Press, 1963-91 に依る（以下 CW と略記する）。

Mill. J. S (1838) “Bentham”, *CW, vol.X*（川名雄一郎・山本圭一郎訳（2010）「ベンサム」、『功利主義論集』京都大学学術出版会）

――――― (1840) “DE TOCQUEVILLE ON DEMOCRACY IN AMERICA [II] “, *CW, vol.XVIII*（杉山下重一訳（1997）「トクヴィル氏の民主主義論Ⅱ（一八四〇年）」杉原四郎・山下重一編『J. S. ミル初期著作集第四巻』御茶の水書房）

――――(1861) “Utilitarianism”, *CW, vol.X*（川名雄一郎・山本圭一郎訳（2010）「功利主義」、『功利主義論集』京都大学学術出版会）

――――(1861) Considerations on Representative Government, *CW, vol.XIX*（水田洋訳（1997）『代議制統治』岩波文庫）

――――(1869) On Liberty, *CW, vol.XVIII*（関口正司訳（2020）『自由論』岩波文庫）

――――(1873) Autobiography, *CW, vol.I*（［1960］朱牟田夏彦訳（1960）『ミル自伝』岩波文庫）

Arneson. Richard. J (1980) “Mil versus Paternalism”, *Ethics,* 90(4): 470-489

Garforth, F. W (1980) *Educative Democracy: Jhon Stuart Mill on Education in Society*, Oxford University.

Himmelfarb. G (1974) *On liberty and Liberalism, The Case of John Stuart Mill*, Alfred A. Knop.

Justman. S (1991) *The Hidden Text of Mill’s Liberty*, Rowman & Littlcfield.

Kymlicka, W (2001) *Contemporary Political Philosophy: an Introduction*, Second Edition, Oxford University Press.（千葉眞・岡崎晴輝訳者代表（2005）『新版 現代政治理論』日本経済評論社）

Miller. D. E (2000) “John Stuart Mill’ s Civic Liberalism”, *History of Political Thought,* 21 (1): 88-113

――――(2010) *John Stuart Mill: Moral, Social and Political Thought*, Cambridge: Polity.

Mulhall, Stephen & Swift, Adam (1992=1996) *Liberals and Communitarians, Second Edition*, Blackwell Publishing（谷澤正嗣・飯島昇藏訳者代表（2007）『リ

ベラル・コミュニタリアン論争』勁草書房）
Poock. J. G. A(2003)The Machiavelian Moment: Florentine Political Thought and the Athlantic Republican Thought, Princeton, U. P., 2nd（田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳（2008）『マキァヴェリアン・モーメント　フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版）
Urbinati. U (2002) *Mill on Democracy: From the Athenian Polis to Reprentative Government*, University of Chicago Press
Smith, G. W (1991) "Social Liberty and Free Agency: Some Ambiguities in mMill's Conception" in John Gray and G. W. Smith (eds.) J. S. Mill, On Liberty in Focus, Routlegde（泉谷周三郎（2000）「社会的自由と自由な行為―ミルの自由概念における若干の曖昧さについて―」泉谷周三郎・大久保正健訳『ミル『自由論』再読』木鐸社）
Sundel. M. J (1998=2009)　*Liberalism and the Limits of Justice,* Cambridge University Press（菊池理夫訳（2009）『リベラリズムと正義の限界』勁草書房）
Thompson. D (1976]) *John Stuart Mill and Representative Government*, Princeton University Press
Zakaras, A (2007) "John Stuart Mill, Individuality, and Participatory Democracy" in Nadia Urbinati and Alex Zakaras (eds.) *J. S. Mill'S POLITICAL THOUGHT A Bicentennial Reassessment*, Cmbridge University Press.
――――(2009) *Individuality and Mass Democracy: Mill, Emerson, and the Burdens of Citizenship,* Oxford University Press

バーリン、アイザィア（1979）「二つの自由概念」、アイザィア・バーリン著、小川晃一・小池銈・福田歓一・生松敬三訳（2000）『自由論（新装版）』みすず書房
泉谷周三郎（1977）「J・S・ミルの思想と『ハリエット・テイラーの神話』」『横浜国立大学人文紀要第一類哲学・社会科学』23：46-65
川名雄一郎（2015）「新しい資料、新しい思想？―近年のJ. S. ミル研究―」『経済学史研究』56（2）：67-93
小泉良幸（2002）『リベラルな共同体』勁草書房
小林正弥（1999）「マッキンタイアの美徳―小共同体主義　－西洋的倫理－政治理論の歴史的再生とその限界―」『千葉大学法学論集』13（4）、41-88
――――（2000）「超政治革命―実践的倫理－政治理論としての美徳－公共哲学」『千

葉大学法学論集』15（2）、1-58
――――（2001a）「東洋的倫理ー政治理論の原型とその論敵達―中国思想の新構造主義的概観と今日の政治哲学―」『千葉大学法学論集』15（3）、97-154
――――（2001b）「新々儒学革命―東洋的美徳ー公共哲学の再建―」『千葉大学法学論集』15（4）、43-99
――――（2002）「公共主義（リパブリカニズム）と基本的展望（ビジョン）　戦後日本政治理論の観点から」佐々木毅・金泰昌編『21 世紀公共哲学の地平　公共哲学 10』東京大学出版会、111-144
――――（2005）「古典的共和主義から新公共主義へ―公共哲学における思想的再定式化」宮本久雄 / 山脇直司編『公共哲学叢書 8　公共哲学の古典と将来』東京大学出版会、239-283
――――（2006）「共和主義研究と新公共主義―思想史と公共哲学―」田中秀夫・山脇直司『共和主義の思想空間　シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、490-527
――――（2010）「「市民性の教育」の理念と課題　コミュニタリアニズム的共和主義と教育基本法改定問題」『政治経済研究所年報』2：157-180
馬渡尚憲（1987）「J. S. ミル研究」『経済学史学会年報』25（25）：2-13
――――（2001）「J. S. ミル研究の今後」『経済学史学会年報』39（39）：42-49
宮崎文彦（2013）「共和主義の思想史研究と政治理論―『公共的なるもの』をめぐって」菊池理夫・小林正弥編『コミュニタリアニズムの世界』勁草書房、247-274
小田川大典（2003）「J・S・ミルにおけるリベラリズムと共和主義」『政治思想研究』3：29-45.
――――（2006）「J. S. ミルと共和主義」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間　シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、137-165
――――（2007）「共和主義アプローチとヴィクトリア期政治思想研究」『岡山大学法学会雑誌』56（2）：53-63
――――（2014）「ジョン・スチュアート・ミル―功利主義と代議制」宇野重規編『近代の変容（岩波講座政治哲学 第 3 巻）』岩波書店，25-47
関口正司（1989）『自由と陶冶　J. S. ミルとマス・デモクラシー』みすず書房
――――（1992）「ミルの政治思想」杉原四朗、山下重一、小泉仰責任編集『J. S. ミル研究』、御茶の水書房、45-71
山本圭一郎・川名雄一郎（2006）「ミル研究の現在」『イギリス哲学研究』26：126-34
山下重一（1970）「ミル『自由論』における最近の研究」『国学院法学』7（4）：114-

160
――――（1974）「G・ヒンメルファーブ『自由と自由主義―J. S. ミルの場合』」『国学院法学』7（4）：68-93
――――（1976）『J・S・ミルの政治思想』木鐸社
――――（1999a）「J. S. ミルとハリエット・テイラー（1）」『国学院法学』37（2）：33-80
――――（1999b）「J. S. ミルとハリエット・テイラー（2）」『国学院法学』37（3）：61-118
――――（2000）「J. S. ミルとハリエット・テイラー（3）」『国学院法学』37（4）：1-48
――――（2009）「J・S・ミルの個性論――『自由論』の一研究」『国学院法学』47（3）：85-131

Summary of an Article in English

J. S. Mill's Republican Interpretation: Using the Concept of "Individuality"

The purpose of this paper is to clarify J. S. Mill's republican understanding by focusing on the concept of individuality.

J. S. Mill's political philosophy has a significant civic component, which he is a committed believer in the value of active participation in public affairs by the citizens of liberal democracies, and he cares a to cultivate public spirit. Although this point has not received much attention until recently, the arguments focusing on Mill's civic virtue have been presented by many researchers. In this paper as well, from this point, I attempt to reinterpret Mill's political thought as his "individuality."

Similarly, his concept of "individuality", it is often read as celebration of individual eccentricity and self-assertion. But this is only part of his concept of individuality. First, I present a Mill's republican interpretation with reference to recent research on republicanism. I will describe aspects of Mill other than his liberal side, which have been emphasized in conventional Mill studies. Through this, I clarify another aspect of Mill, a concrete description of the republican point of view.

Second half I describe Mill's idea of "Individuality" as having civic individuality. I will indicate Mill's individuality require an attitude of receptivity to the world and to others. And I think "Individuality" has self-creativity, which we fashions lives of our own, lives that reflect values and aspirations called from our own experience and reflection. By capturing individuality as described above, it can be confirmed that Mill's political philosophy has a republican point of view.

（いしかわ　ゆうき）

（2023 年 2 月 24 日受理）